

第9回西和賀町議会定例会

令和6年6月12日（水）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

ただいまから第9回西和賀町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、配付のとおりです。

傍聴される皆さんに申し上げます。傍聴席では、傍聴の際の留意事項をお守りください。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、7番、高橋義彦君、8番、高橋宏君、以上2名を本会期中の会議録署名議員に指名します。

続いて、日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。開会に先立ちまして、議会運営委員会において協議を行っておりますが、本定例会の会期は本日から6月14日までの3日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から6月14日までの3日間に決定しました。

続いて、日程第3、諸報告を行います。3月定例会から本定例会までの議会の行動日程については、配付のとおりです。

また、町監査委員より、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき検査された例月出納検査の結果については、配付のとおりです。

次に、3月定例会から本定例会までの間に受理しました請願・陳情は、請願・陳情文書表の

とおりであります。その取扱いについて、議会運営委員会に諮り審議した結果、請願・陳情文書表、請願・陳情第5号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情及び請願・陳情第6号 公務・公共サービスの拡充を求める陳情書の2件は参考配付に、請願・陳情第7号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願書、請願・陳情第8号 現行保険証の存続を求める請願、請願・陳情第9号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願書の3件は、西和賀町議会会議規則第92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託することにしました。

次に、本日の定例会に出席を求めました内記町長及び柿崎教育長より、次のとおり説明員として地方自治法第121条の規定による説明委任をした旨の通知があったので、これを受理しました。その職氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長 初めに、内記町長より説明委任のあった者の職氏名を読み上げます。副町長、刈田哲彦。会計管理者兼税務課長、柳沢里美。総務課長、吉田博樹。企画財政課長、高橋光世。観光商工課長、真壁一男。建設水道課長、佐藤太郎。農林課長、農業委員会事務局長、吉田祐康。町民課長、小松重貴。健康福祉課長、新田由香里。病院事務長、東清彦。なお、農業委員会事務局長にあつては、町長より囑託を受けた者として出席するものであります。

次に、柿崎教育長より説明委任のあった者の職氏名を読み上げます。学務課長、照井哲。生涯学習課長、菊池輝昌。

この際、併せて議事運営補助員として私、議

会事務局長、小林英介、主査、刈田真理子、主任、佐々木大和が従事しますので、お知らせをします。

以上です。

議長　　なお、柿崎教育長につきましては、病休のため、会期中は欠席する旨の報告を受けておりますので、皆さんにお知らせしておきます。

ここで、町長より行政報告のための発言を求められておりますので、この際これを許します。

内記町長。

町長　　おはようございます。6月定例会、よろしく願いいたします。

私から、3項目について行政報告を申し上げます。

初めに、議会の議決を得た請負契約の変更に
ついて、その額が議会の委任による町の専決処分事項の指定第1項に定める範囲内であったことから、専決処分を行ったので、その内容について報告します。令和5年8月1日に議決をいただき、これまで4回の請負変更契約の締結を行った西和賀町川尻体育館解体工事についてであります。請負金額に16万3,900円を増額し、9,385万4,200円に変更したものです。

変更の主な内容は、川尻体育館解体工事に伴い、コンクリートがらや鉄くず等の廃棄物処分数量が確定したことから費用の増額をしたもので、請負変更契約の締結及び専決処分は令和6年5月16日に行ったものです。

続いて、秋田自動車道4車線化事業について報告します。秋田自動車道は、平成3年7月の横手インターチェンジから秋田南インターチェンジ間の開通以降、順次延伸され、岩手、秋田両県の経済の活性化、文化の振興を図る上で重要な路線となっております。秋田自動車道は、このような重要な役割を果たしているにもかかわらず、一部区間において暫定2車線の片側1車線による対面通行という現状であり、冬季積雪期間における安全性や事故による通行止めなど課題が顕在化しておりました。町といたしま

しても、一般国道107号の代替路線として利用されることから、その重要性を十分認識し、4車線化を促進するため、期成同盟会を通じて要望活動を行っております。

平成31年3月の湯田インターチェンジ、横手インターチェンジ間7.7キロメートルの事業許可を皮切りに、北上ジャンクション、大曲インターチェンジ間の暫定2車線42キロのうち、27.9キロメートルが事業化されておりましたが、このたび令和6年3月27日に横手北スマートインターチェンジ、大曲インターチェンジまでの7.9キロメートルが新たに事業許可されました。これにより、事業化が待たれる区間は、北上ジャンクションから北上西インターチェンジ間の6.2キロとなっております。引き続き、北上市、横手市など関係団体と連携し、早期4車線化実現に向け、要望してまいります。

続いて、一般国道107号大石地区災害復旧事業について報告します。一般国道107号は、令和3年5月1日に発生した地震の影響等により、全面通行止めの措置が取られておりましたが、道路管理者である岩手県のご尽力と国関係者のご協力、ご高配により、応急盛土、仮橋架設などにより、令和4年11月30日に1年7か月ぶりに開通いたしました。

本復旧工事の現在の状況は、現道の北側に約1.8キロメートルのトンネル、橋梁を含むバイパス化を進め、令和8年度の完成を見込んでおります。また、トンネル築造においては、掘削工が約6割を超え、順調な進捗状況となっております。今後も継続的に北上市、横手市議会関係者や商工観光関連団体とともに災害復旧事業の早期完成と、安心で安全な道路交通確保について要望活動を進めてまいります。

私から、以上3項目についての行政報告であります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長　　以上で諸報告を終わります。

続いて、日程第4、一般質問を行います。

一般質問は、質問者の質問時間が30分と制限

があります。制限時間 5 分前には 1 鈴、制限時間には 2 鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。なお、質問者におかれましては、通告外の質問はできませんので、併せてお願いします。

登壇順は、開会に先立ち抽せんを行い決定しており、その順序に従い質問を許します。

初めに、登壇順 1 番、普本歌織君の質問を許します。

普本歌織君。

3 番 議席番号 3 番、普本歌織です。6 月議会もどうぞよろしくお願いいたします。

今後の教育環境のあり方について。3 月議会での私の一般質問への答弁では、保育所、保育園についてはあり方検討委員会からの答申がまとり、小中学校あり方検討委員会の答申が出された後に、今後の町の教育環境について地域説明会を行い、住民の意見を聞くとのことでした。その後の進捗状況等についてお伺いいたします。

まず、小中学校のあり方について、小中学校のあり方検討委員会の答申では、今後の小中学校の基本的なあり方はどのようなものが望ましいという報告であったか伺います。

議長 内記町長。

町長 ただいまの質問につきましては、担当課長から答弁します。

議長 学務課長。

学務課長 おはようございます。私から、学校のあり方検討委員会の報告の内容についてお答えいたします。

検討委員会委員の皆さんには、昨年 10 月から学校の状況等を踏まえながら、今後の望ましい教育環境について精力的に協議していただきました。計 4 回の会議を経て、望ましい学校のあり方に関する基本的な考えの報告をいただきましたので、その内容を、少し長くなりますが、原文を述べさせていただきます。

小中学校においては、児童生徒が授業や行事への参加意識と充実感等を得るために、教員や子ども同士のコミュニケーションの機会が多く確保されることが大切です。話し合い活動を協力的に進め、互いに意見を出し合うグループ討議などを行うには一定の規模が望ましいと考えます。このため、小学校又は中学校の統合が検討対象となりますが、町内に 1 校の学校を整備した場合、学校から遠方に居住する児童生徒の通学距離が長くなり、特に小学校低学年では通学時間は許容し難い長さとなることが想定されます。

このことから、小学校における複式化は避けられないとしても、小学校と中学校を一体又は隣接する建物に配置することで、小中学校一体としての規模感が確保できる小中一貫教育制度の導入を視野に検討していくことが望ましいと考えます。この場合において、特に校舎や施設の老朽化が著しい沢内学区において先行して施設整備に取り組むとともに、湯田学区でも小中連携教育に取り組むなど、町立学校における一体的な小中一貫教育の推進を望みます。

また、施設整備に当たっては、利用者にとっての使いやすさの追求はもちろんのこと、保育所（園）や放課後児童クラブ（学童クラブ）を隣接させ、一体的なエリアとしての環境整備を図るとともに、内装を木質化するなどデザイン性に優れた建物とするほか、一貫教育の特性を生かした特色ある教育実践を行うことで、子育て世代や町外の住民に対し魅力を感じさせることができるものと考えます。

なお、学校のあり方の方針を決定するに当たっては、小中学校や未就学児の保護者を含めた住民に対し説明する機会を設け、その意見を聴取するとともに、先進事例を研究するなど、十分に検討して結論を出すことを望みます。

加えて、少子化の進行を止めることは容易ではありませんが、魅力的な学校教育に加え、働く場の確保やインフラ整備、リモートワーカー

の誘致など、町を挙げて人口減少対策を行うことが、将来の西和賀町にとって重要課題であることを認識し、町としてその対策に取り組むことを求めます。

以上の基本的な考え方の報告を受けております。

議長 普本歌織君。

3番 今の答申の報告の中に、小中一貫校の導入の検討とありましたが、小中一貫校を西和賀で取り入れるとしたら、メリットとデメリットはどのようなことが考えられるか教えてください。

議長 学務課長。

学務課長 小中一貫制度についてお答えいたします。

検討委員会報告では、小中一貫教育制度の導入を視野に検討していくことが望ましい報告でしたが、委員会での協議の中でも、期待できる効果、懸念される課題を挙げながら意見交換をしてきたところです。委員から出された意見は次のとおりでしたが、この意見は沢内学区、湯田学区それぞれで小中一貫校を導入した場合を想定して話し合われた内容になります。

期待できる効果、メリットとしては、地域に学校があることにより安心感がある、地域との関わり、旧町村学区ならではの教育の継続ができる、幅広い年代とコミュニケーションにより思いやりや責任感が育つ、仲よくできる、小学校から中学校への流れが見え、中1ギャップ解消につながる、小中で一緒に行事ができる、中学校の教員が小学校高学年の教科担当に乗り入れができる、9年間を通した教育課程、教育活動が実現できる、建設維持コストが軽減できるなどが挙げられています。

懸念される課題、デメリットは、水飲み場の高さ、教室の広さ等、小中学校で必要とする施設が異なる、9年間の人間関係が固定化する、人間関係が固定されやすく、いじめやトラブルが生じた場合、これが継続されるおそれがある、

少人数には変わりがない、2校が1校になることで地域との関わりが薄くなるなどが挙げられています。

以上です。

議長 普本歌織君。

3番 今の答申の結果を受けて、町でもそのように考えて進めていくということによろしいですか。

議長 学務課長。

学務課長 この後の答弁にもありますけれども、これから地域への説明会に向けて町の考えをまとめている状況ですので、今段階では、ここではちょっとまだ申し上げられない状況でした。

議長 普本歌織君。

3番 校舎も古くなつたし、子供たちの数も少なくなる、だから小中一緒にして合理化すればいいということではなく、教育的なメリットというところが大事だと思います。そのところは、当局も共通にして考えていただけないかと思うのですが、次の質問に行きます。

小中一貫校導入ですとか、運営に当たっては、効果的な教育を行うためには、現場の先生方ですとか指導主事のような、小中学校の教育を見渡せる教育専門職員の協力が不可欠であると考えます。県内の大槌町では、教育専門官という職種を置いて、小中一貫の義務教育学校として、地域に根差した特色ある教育を展開しています。小中一貫校を機能させるとしたら、教育専門職員が必要なのではないかと考えますが、どのような体制を考えているのでしょうか。

議長 学務課長。

学務課長 小中一貫教育の体制についてお答えいたします。

現段階で小中一貫教育制度の導入が確定している状況ではありませんので、実際の体制についてお答えできる状況ではありませんが、導入するとなれば、学校や指導主事など関係者の協力を得て、体制整備を検討していくこととなり

ます。大槌町では、教育専門官を設置するなど、教育を軸にしたまちづくりに取り組んでいます。その方は高校の魅力化コーディネーターも務められている方で、西和賀にも来町し、西和賀高校の取組について意見交換をした方であったと認識しております。現時点で西和賀町として、このような教育専門職員の配置は考えておりませんが、今後町内外の方々からも、魅力ある教育環境づくりを展開する上での参考とさせていただきます。

議長 普本歌織君。

3 番 では次に、保育所、保育園のあり方について伺います。学校のあり方検討会の答申を受けて、保育所はどのようなあり方が望ましいと考えていますか。

議長 学務課長。

学務課長 保育所、保育園の望ましいあり方についてお答えいたします。

保育所あり方検討委員会の検討結果報告は、令和5年11月、学校のあり方検討委員会の検討結果報告が令和6年3月にそれぞれ提出されたのを踏まえて、現在町としての考えを整理すべく、協議を行っているところです。今後行うこととしている地域説明会で、子育て世代の保護者、保育関係者、町民の皆さんに町の考えを示し、ご意見を伺ってまいりたいと考えております。

保育所あり方検討委員会の報告では、町立保育所3か所を1つに統合し、沢内地域の中央部、もしくは沢内小学校または沢中学校の近くに新たに整備する、私立保育園2か所を1つに統合し、湯田小学校の近くに新たに整備するという内容になっています。学校のあり方検討委員会の報告では、小学校と中学校を一体的に配置し、小中一貫教育制度の導入を視野に検討することが望ましいとしており、その際の施設整備に当たっては、保育所、保育園や放課後児童クラブを隣接させ、一体的なエリアとしての環境整備を図ることで、子育て世代に対する魅力を感じ

させることができるのではないかと記載されています。

以上のことから、保育所あり方検討委員会報告と学校のあり方検討委員会報告とは整合性が取れており、報告書の内容のような形が望ましいと考えますが、地域説明会での皆さんの意見を伺い、最終的な町の考えをまとめていきたいと考えております。

議長 普本歌織君。

3 番 保育所あり方検討委員会の答申の中には、児童を送迎する距離が長くなるなど、不便を強いられる利用者も生じることから、できるだけ負担を少なくする方策を講じることを望むという条件がつけられていたと思います。この方策として、現段階でどのようなことが考えられるでしょうか。

議長 学務課長。

学務課長 送迎支援についてお答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、保育所のあり方、学校のあり方、両検討委員会の検討結果報告を踏まえ、現在町としての考え方をまとめるべく、協議を行っているところです。今後予定している地域説明会で町の考えをお示しし、ご意見を伺ってまいりたいと考えております。

ご質問の送迎支援の具体策については、町の考え方の整理、地域説明会を踏まえた上での検討となりますので、現時点の想定でのお答えとなってしまうことから、この場での回答は控えさせていただきたいと思います。

議長 普本歌織君。

3 番 地域説明会を踏まえての検討というふうにおっしゃいました。住民の意見を聞くということは、とても大事なことだと思います。しかし、町からも、このような方法がふさわしいのではないかとという提案がなされないと、検討がしにくいと思いますので、そこは地域説明会までには方向性を示していただきたいのと、それと同じく、答申の中では統合後の保育施設の活動がよりよいものとなるように、充実した保育

サービスが提供されることを望むという条件もありました。どのような保育サービスが必要であるか検討されていますか。特にゼロ歳児保育実施についての検討状況はいかがですか。

議長 学務課長。

学務課長 保育サービスの充実とゼロ歳児保育についてお答えいたします。

保育サービスを充実させる上で、延長保育やゼロ歳児保育等、ニーズの高い事業に取り組みたいと考えておりますが、具体としては先ほど答弁させていただいたとおり、町の考え方の整理、地域説明会を踏まえた上で示していきたいと考えております。

ゼロ歳児保育につきましては、現状の体制では実施は困難ですが、検討委員会でも、統合し、職員体制が整った場合には行うべきという意見が出されていることから、地域説明会の意見等を踏まえながら、将来の実施に向けて引き続き検討してまいります。

議長 普本歌織君。

3 番 こちらも同様に、町のほうからこのようにしたいというたたき台のようなものを出していただいて、町民が検討できるようにしていく必要があるのではないかと考えます。

そして、これら保育所の統合あるいは小中一貫校の検討などの計画は、決定して、実際に動き出すまでにはある程度の期間が必要だと思うのですが、決定まで、また実施まではどれくらいの期間を想定していますでしょうか。

議長 学務課長。

学務課長 これから町の考え方を整理し、地域説明会に入っていくという流れになります。その話合いの過程の中で、スケジュールがどうなっていくかという部分もあろうかと思います。ただ、町のほうの考え方の整理としては、まず今年度中に方向性を見だし、まとめていければと思っていますが、ただこの部分につきましてはこれからの説明会の意見等の内容によっても変わる可能性もありますので、ちょっと断言は

できませんけれども、まず現時点の考えとしては、まず町の考え方のまとめを今年度中にして、次のステップに行ければと考えているところです。

議長 普本歌織君。

3 番 できるだけ早期に時間的なめども示す必要があるのではないかと考えます。特に保育所の先生方は、統合するのか、この先の働き方はどうなるのかという不安な中でお仕事されていることと思います。町立の保育所の先生方もそうですし、同じくにしわが愛児会の2園の先生方も、自分たちは町立に比べて情報量が少ないのではないかと不安の中でお仕事されています。町立の先生方、それから法人2園の先生方にも、随時進捗状況等を共有するような連携が必要だと思うのですが、いかがですか。

議長 学務課長。

学務課長 ご指摘のとおり、現場の意見というのはとても大切だと思いますし、状況等を説明する部分は大切だと思っております。これから所長さん等も踏まえながら、そういった機会をつくっていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 普本歌織君。

3 番 では次に、学校施設と各事業や地域との関わりについて伺います。学童保育は、小中学校のそばにという話も先ほど伺いましたが、どのように整備する予定か、補足があればお願いします。

また、こども家庭センターの設置は、計画にありますでしょうか。

議長 学務課長。

学務課長 学童保育、こども家庭センターについてお答えいたします。

委員会報告では、施設整備に当たっては、利用者にとっての使いやすさの追求はもちろんのこと、保育所（園）や放課後児童クラブ、学童クラブですけれども、こちらを隣接させ、一体的なエリアとしての環境整備を望むものであり

ました。

現時点で学校体制が確定しておりませんので、他施設の整備計画について具体的にお答えできる状況にはありませんが、いずれ今後の検討に当たっては、委員会報告にあるとおり、利便性や一体的なエリアとしての魅力的な教育環境づくりを視野に取り組んでいかなければならないと考えているところです。

議長 普本歌織君。

3番 こども家庭センターはいかがでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 こども家庭センターの設置についてお答えいたします。

こども家庭センターにつきましては、令和4年に可決、成立をしました児童福祉法等の一部を改正する法律により、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡大を図るため、市町村が令和6年4月1日の法律施行日に合わせて設置に努めるとされている機関です。子育て世代包括支援センターと同じく、平成28年の児童福祉法改正に基づき、整備に努めることとされた子ども家庭総合支援拠点の両方の機能を併せ持つ機関とされております。

こども家庭センターにつきましては、新たにセンター長や統括支援員といった職種の人員配置や、相談室、親子の交流スペース等の施設の整備が求められていることから、人的体制や拠点となる場所などの設置に向けた課題を整理しまして、引き続き検討してまいります。

議長 普本歌織君。

3番 学校教育環境の整備とまた別に、こども家庭センターの設置は考えていくという捉えでよろしいですか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 お答えします。

学校施設の教育環境のあり方というところでの、一緒に検討を進めていくかというふうなご質問だったと思いますが、現段階では教育環境のあり方とこども家庭センターの設置について、

具体的な方針というところがまだ決まっていないところですが、関係機関、学務課と、それから健康福祉課と、あとそれから関係団体と連携をしながら、今後協議してまいりたいと考えております。

議長 普本歌織君。

3番 新しく整備する施設は、これまでの答弁を伺うと、幼児から中学生まで一貫した教育を行うことができる可能性があると考えますが、新たな魅力的な教育環境としての展望を伺います。

議長 学務課長。

学務課長 魅力的な教育環境の展望についてお答えいたします。

中学校3年生までの一貫した教育は、さきに答弁したとおりではありますが、とても魅力ある教育であると考えます。あり方検討委員会においても、その教育内容と施設についても意見交換をさせていただいたところです。今後の西和賀の教育について答申でいただいた内容を考慮しながら町の考えをまとめ、町民の皆さんと意見交換を重ね、子供たちの思いも聞き入れながら整理し、子供たちがグローバル化の中でも力強く生き抜くための知識や教養、様々なスキルの取得ができるような環境整備を構築していきたいと考えております。西和賀の子供たちが世界の方々と協働し、希望ある未来をつくるよう、可能な限り支援をしていけたらと考えているところです。

議長 普本歌織君。

3番 西和賀のように、少人数での教育が保障されているのはとても豊かなことだと思います。小中一貫にしたとしても、少人数教育が保障できるという環境は変わらないと思います。そこを生かすことが西和賀ならではの魅力になると考えます。教育長の教育方針にもある一人一人の主体性を大切に育てるという点でも、きめ細かい指導、一人一人が学びたいことを学ぶことを支える、そういった指導が可能であると考え

ます。

福島県大熊町など、一人一人の興味、関心を大切にすることに振り切った教育を行っている先進事例が幾つかあると思います。子供たちの興味、関心を第一に考えた結果として、例えばですが、教室にこだわらない授業ですとか、始業、終業のチャイムを鳴らさない、時間割を自分たちでつくる、そういった取組をしている学校があります。町でも少人数を生かした一人一人の興味、関心を大切にすることを追求できる可能性があると考えますが、そういった具体的な教育内容の検討はされていますでしょうか。

議長 学務課長。

学務課長 教育長のふだんの思いを代弁する形になってしまうかもしれませんが、議員ご指摘のとおり、教育長も今西和賀にとって、少人数ではあるものの、それをメリットにして一人一人の力を伸ばす教育と、そういった教育環境をつくり上げていきたいという部分、そしてやはり西和賀の教育という部分でできる、年齢段階によって体験的な学び、そういったものを充実していくことによって、町内の方々にとってもですけれども、町外の方々からも、いい教育環境の町だなと思ってもらうところを進めていきたいというふうに考えておりましたので、その思いで私たちも取り組んでいきたいと考えているところです。

議長 普本歌織君。

3 番 では、次に行きます。学校は、地域のコミュニティにとって重要な役割を果たしていますし、今後もまたそうあるべきだと考えます。新しい施設に地域住民が誰でも利用できる、気軽に立ち寄れるなど、地域コミュニティ充実のための要素を加える考えはありますか。

議長 学務課長。

学務課長 学校の地域コミュニティ要素についてお答えいたします。

ご指摘のご意見につきましては、今後の西和賀の学校づくりにとって重要な要素であると認

識しております。例えば図書室機能の開放などにより、住民の皆さんが足を運びやすい、より身近な施設としての利用を望む声もいただいています。地域コミュニティ要素もですが、魅力ある学校づくりについて検討を重ね、西和賀だからできる教育環境整備を目指してまいりたいと思います。

議長 普本歌織君。

3 番 どのような教育環境にしようかと考えるかによって、施設の整備の仕方が全く違うものになると思います。そして、そこに住民の考えも十分取り入れる必要があるということで、次の質問に行きます。

地域説明会についてですが、学校のあり方検討委員会において、地域説明会に関わる意見は出されましたか。

議長 学務課長。

学務課長 検討委員会での地域説明会に関わる意見についてお答えいたします。

検討委員会の基本的な考えにもありますが、「学校のあり方の方針を決定するに当たっては、小中学校や未就学児の保護者を含めた住民に対し説明する機会を設け、その意見を聴取するとともに、先進事例を研究するなど、十分に検討して結論を出すことを望みます」との報告を受けております。

議長 普本歌織君。

3 番 この答申を受けて、地域説明会はどのように行い、住民の考えをどの程度取り入れるつもりなのかお聞かせください。

議長 学務課長。

学務課長 地域説明会についてお答えいたします。

現時点の予定としては、地域説明会は町政懇談会として、7月から8月にかけての開催を見込んでいます。会場については、現在検討中です。この説明会等のご意見を踏まえて結論を出すこととなりますが、様々なご意見、方向性が違うご意見もあると思います。これらの意見を受けて、最終的に望ましい方向性をまとめるの

が行政の役割だと思います。西和賀町の教育にとって、より望ましい教育環境整備に取り組んでいきたいと考えております。

議長 普本歌織君。

3 番 住民の考えを十分取り入れるためには、住民説明会のその場で町はこういう考えですというのを出されても、町民はよく考えて意見を出すことができません。町の考えを事前に町民に知らせる必要があると思います。知らせ方としては、住民説明会のチラシに書くですとか、直近の町の広報紙に載せるですとか、保育所、小中学校の保護者には学校経由のお便りで出す、告知端末で知らせるなど、いろいろな方法が考えられると思います。そういったところはどうにお考えですか。

議長 学務課長。

学務課長 今開催に向けての考えを整理しているところです。ですので、そういったご意見を受けながら、学務課としても持ち方というか、その部分を検討していきたいと考えているところです。

議長 普本歌織君。

3 番 では、地域説明会に参加したいけれども、できない、できなかったという方もいることが予想されるのですが、そういった住民の方々の意見を収集する方策は考えていますでしょうか。

議長 学務課長。

学務課長 意見聴取についてお答えいたします。

地域説明会のほか、スマホ等で回答できるよう、QRコードを配布してのアンケートなどを検討しているところです。特にも子育て世代の意見は、広く聴取したいと考えているところでした。

議長 普本歌織君。

3 番 もちろん町民の意見全てを取り入れることはできないと思います。しかし、大切なのは、話し合うこと、対話することであると思います。町としての考えをできるだけ具体的に示していただいて、これはできる、これはできないとい

うことも含めて伝えていただいて、町民と十分話し合うべきだと考えています。このことについて、町長のお考えを伺います。教育環境の整備については、全ての町民が関わる事業であると考えます。西和賀の希望ある未来をつくる事業をできる限り多くの町民を巻き込んだ形で行っていく、このことは町の活性化にもつながると思いますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

議長 内記町長。

町長 お答え申し上げます。

両報告についての経過、考え方、今後の進め方につきましては、学務課長からお答えしたとおりでございますけれども、ただいま議員からご指摘ございましたように、まちづくりに関わる大変重要な課題でございますので、そういうご意見をしっかり受け止めて、対話を通じて築き上げていきたいと思ひますし、私自身も他の事例、あるいは教育、保育等に関わるいろいろな研究など、参考になる部分をできるだけ吸収するように努めて、方向性を示していければというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長 普本歌織君。

3 番 それでは、次の質問に行きます。自衛隊への名簿提供についてです。令和5年9月定例会で私が行った一般質問において、町が18歳になる町民の個人基本4情報を自衛隊に名簿化して提供していることが明らかになりました。その後、町のホームページで提供している旨を公開するようになっていきます。ホームページで公開することになった経緯をお知らせください。

議長 町民課長。

町民課長 よろしく申し上げます。お答えします。

住民基本台帳法第11条第3項の規定によりまして公開したものです。内容を抜粋しますと、市町村長は、毎年少なくとも一回、閲覧状況を公表するものとするという規定に基づいて、自衛隊のみならず、請求のあったものについて状

況をホームページで公表したところでございます。

議長 普本歌織君。

3 番 公開の状況として、これで十分と考えていますか。広報やチラシ、対象者に文書で知らせるなど、いろいろな方法が考えられると思うのですが、いかがでしょうか。

議長 町民課長。

町民課長 広報への掲載につきまして、紙面等の関係も含めて考えていきたいと思っております。

議長 普本歌織君。

3 番 今お話ししたように、知らせるにはいろいろな方法が考えられると思うのですが、確実に公開している本人に知らせる方法を取らないのは、ホームページで知らせることにした経緯と矛盾するのではないですか。本人に知らせつもりであれば、確実に知らせられる方法があると思うのですが、いかがですか。

議長 町民課長。

町民課長 ですので、広報への掲載について、これまで行ってきておりませんでしたので、広報についても掲載することを検討していきたいというところでございます。

議長 普本歌織君。

3 番 それでは、ホームページの告知文、情報提供の法的根拠等に、市町村の法定受託事務と定められておりという記述があります。これは、名簿提供が法定受託事務と定められているかのような誤解を招くおそれがあると思われます。名簿提供は任意であり、法定受託事務ではないと思われます。訂正の考えはありませんか。

議長 町民課長。

町民課長 お答えします。

地方自治法第2条第9項で、法定受託事務を地方自治法施行令で定めるものとして規定しており、その地方自治法施行令第1条では、別表第1に定めるものを第1号法定受託事務と規定しております。別表第1には、各政令が示されており、その中に自衛隊法施行令として第114条

から第120条までを対象事務として定められている上で、第162条においてはこれらの規定を第1号法定受託事務としております。第120条におきまして、防衛大臣は募集に関し必要があると認めるときは、都道府県または市町村長に対し、必要な報告または資料を求めることができることと定められていることから、町が提供した名簿は防衛大臣に求められた募集に必要な資料であり、第1号法定受託事務となるものです。

以上です。

議長 普本歌織君。

3 番 確かに今課長がお答えになった募集に関する事務の一部ですとか、資料の提供ということは明文化されています。しかし、その事務の内容は示されていないと思います。事務の一部というのは、依頼があった場合にポスターを掲示するですとか、募集や試験会場の告知をするといったことと捉えるのが妥当であると多くの識者が指摘しています。町が名簿を提供することは、この事務の一部ですとか、資料の提供という部分を過大解釈していることになりませんか。

議長 町民課長。

町民課長 お答えします。

自衛隊法施行令の中の第120条におきまして、防衛大臣は募集に関し、都道府県知事及び市町村長に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができるとしております。繰り返になりますが、この114条から120条までを第1号法定受託事務と規定しております。なので、120条におきましても、防衛大臣は募集に関し必要があると認めるときは、その資料提供を求めることができるというところを規定しまして、町が提供した事務は防衛大臣に求められた募集事務に関する必要な資料、いわゆる名簿提供であり、それを第1号法定受託事務としているものでございます。

議長 普本歌織君。

3 番 今のお答えに関してなのですけれども、

防衛省や自衛隊が自衛隊募集に関する資料の提供を求めることができるという規定であって、町が名簿を提供しなければならないという規定ではないわけです。

次の質問なのですけれども、町が提供の根拠としている防衛省及び総務省の通知は技術的助言であり、従わなかったからといって何ら不利益を被るものではありません。町が名簿提供を必要と判断するその理由を伺います。

議長 町民課長。

町民課長 お答えします。

本件の自衛隊募集事務に係る情報提供につきましては、これは昨年から何度も繰り返しておりますけれども、地方自治法、自衛隊法それぞれの施行令等の法令を根拠に提供が認められているものでございます。また、名簿の閲覧ではなく、資料の提出につきましても、問題を生ずるものではないとの、閲覧を前提とする上で、資料の提供についても問題を生ずるものではないとの防衛省及び総務省からの別途通知があったものになります。

町としては、町の不利益になるか、不利益にならないかで判断すべき事項ではなく、法定受託事務として地方自治法に定められた事務を行うに当たって、法令や別途通知に基づき名簿の提供依頼があり、拒否する定めが見当たらないことから、名簿提供をしているものでございます。

議長 普本歌織君。

3 番 それでは、自衛隊に名簿提供するに当たり、その取扱いについて自衛隊との取決めはありますか。特に募集事務を終えた名簿の扱いはどうなっているかについて教えてください。

議長 町民課長。

町民課長 お答えします。

自衛隊との間では、自衛官等の募集事務にのみ活用する、または使用後は廃棄することの取決めとなっており、文書で提出いただいております。

議長 普本歌織君。

3 番 それを確認する方法はありますか。

議長 副町長。

副町長 今名簿を提供した部分の確認ということのご質問というふうに理解しておりますけれども、名簿提供、その他閲覧等は、各法令に従いまして、その後廃棄もしくは返却するとありますけれども、町としてこれらの返却はもちろん受けておりますけれども、廃棄等を行ったことについての確認行為を行うという定めはございませんので、取り扱っておりません。

議長 普本歌織君。

3 番 それでは、令和5年度12月議会の私の一般質問の中で、自衛隊への名簿提供をしてほしくないという町民の声があることを紹介し、受け止めに伺ったのですが、町民課への問合せがなかったことを理由に答弁がされませんでした。

そもそも町が自衛隊に名簿提供をしていることを町民は知らないのではないのでしょうか。私は、5月下旬、町内2か所でアンケート調査を行いました。対象は、町内の高校生から成人の方で、参加してくださった方は24名です。質問は、西和賀町は18歳になる町民の個人情報、氏名、住所、生年月日、性別を、自衛官募集のため本人の承諾なしに自衛隊に提供しています。賛成か反対かにシールを貼ってもらうという形で行いました。結果、24名中23名の方が反対の意思を示されました。対話の中では、ほとんどの人が町が名簿提供しているとは知らなかったと驚いておられました。

このことが町民全体の意見であると言うつもりはありませんが、一定数このような意見の住民がいるということになります。個人情報の問題は、人数の多い、少ないではなく、一人でも困る人がいれば配慮されるべきです。

また、当事者でなくとも、個人情報がどのように取り扱われるかということは、町民との信頼関係において非常に大切であると考えます。一定数こういった声があることに配慮すべきと

考えますが、いかがですか。

議長 町民課長。

町民課長 お答えします。

いろいろな調査は、実施する者がそれぞれの考えがあって行い、その結果についての判断は実施者が持ち合わせるものと認識しております。町が実施したアンケートであれば町に責任があり、調査の目的、手法、根拠法令等十分な説明の上で、誤解を招かないよう工夫して行う責任がありますので、説明責任は発生いたしますが、町以外で実施された調査に対しては基本的に見解を述べるものではないと考えております。

議長 普本歌織君。

3 番 議員がした調査は、こういったことの対象にはならないということですか。

議長 町民課長。

町民課長 お答えします。

町以外の調査に関してはということですので、議員に対して特別申し上げているものではございません。アンケート調査の添付資料もつけていただきましたけれども、私がお場にいたわけでもございませんので、実際にどういった状況で行われたアンケートであるかというのが今の時点ではちょっと確認できないということもありますので、分からない以上、見解を述べるべきではないということをおし伝えているところでございます。

議長 普本歌織君。

3 番 このことに限ったことではないと思うのですが、何か困ったことがあったときに、町に直接言いに行く人もあれば、町民の代表として議員に相談するという場合もあると思います。議員が町民の声を代弁する形で受け止めて伺っているのに、それに答えないというのはどういうことなのでしょう。受け止めて伺いたいです。

議長 町民課長。

町民課長 そういう方がいらっしゃれば、ぜひ町民課のほうに問合せするようにしていただければ、大変ありがたいところではございますけれども、町に問合せがあった場合につきましても、丁寧に制度については説明していきたいと考えております。

議長 普本歌織君。

3 番 前提として、本人の了承を得ない提供をするべきではない、それ以前に名簿提供自体、法的根拠がないという大きな問題があるのですが、最低限本人が自衛隊への名簿提供を望まない場合には提供するべきではない。県内でも北上市、盛岡市、奥州市が除外申請の制度をつくっています。これは、名簿提供をしていることを市民に知らせ、除外してほしい旨、申し出た場合には名簿から除外する、そういった制度です。同様の制度の検討についてはいかがですか。

議長 町民課長。

町民課長 お答えします。

そもそも情報提供が本人の了承を必要とする事案ではない法定受託事務であるという位置づけであることを前提に、法令に基づいて情報提供しているものである一方で、除外申請に対応しなければならないという根拠法令が存在しないことは繰り返し説明しているとおりでございます。配偶者暴力防止法など、法令等に定めがある場合は除外手続はできますが、除外するための根拠法令等が定められていない場合は除外ができないことから、提供しているものです。

以上です。

議長 普本歌織君。

3 番 こちらからも何度も指摘しているとおり、名簿化して自衛隊に渡すというところに大きな問題があります。住民基本台帳法に照らして、住民基本台帳の閲覧しか認められていないところを、わざわざ18歳になる町民の個人情報を取り出して、名簿化して自衛隊に渡す、このことが総務省と防衛省の連名の通達に問題ないと書かれているのですが、問題ないとする法的根拠がどこにもない。このことは、国会の論戦で明らかになっていることです。町民の個人情報を

扱う役場がこのような姿勢でいいのかということとは、引き続き追及していきます。

町長は、12月議会で、法令に基づいて個人情報を守るという答弁をされました。法令に基づけば、できるはずのない名簿提供であります。名簿は提供しないというのが良識的な判断であると考えますが、いかがでしょうか。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

これまで説明させていただきましたように、法令に従い、適切に処理しておりますので、私からお答えできますことはそれに尽きるということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長 普本歌織君。

3 番 町民の個人情報を守ることは、町民との信頼関係において非常に大事なことであるということを申し上げまして、私の質問を終わります。

議長 以上で普本歌織君の一般質問を終結します。

ここで11時15分まで休憩します。

午前11時03分 休 憩

午前11時15分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

次に、登壇順2番、唐仁原俊博君の質問を許します。

唐仁原俊博君。

6 番 6番、唐仁原俊博です。よろしくお願いします。早速質問に入ります。

まず、J R北上線についてです。大きく分けると、100周年に関連することと、100周年に直接関連しないこと、2つあるのですけれども、今年はJ R北上線が全線開通して100周年に当たる年になっています。今後の北上線の存続を考えるためにも重要な年だと認識していますけれども、6月に入りましてその年が約半分終わった形になっています。今年の100周年に関連する事業のうち、西和賀町もしくはJ R北上線

利用促進協議会が関係するものについて進捗、あと決定した内容について伺いたいと思います。

議長 内記町長。

町長 ただいまのご質問につきましては、担当課長から答弁します。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

J R北上線は、1924年、大正13年11月15日に当時的大荒沢駅と陸中川尻駅の間が開通したことで、それまで西横黒線、東横黒線に分かれていた路線が全線開通を果たしたことを機に横黒線と改称され、その後、1966年に北上線と改称されましたが、1924年の全線開通から今年が100年目に当たっているということでございます。

折しも北上線を含む、いわゆる赤字ローカル線の存廃をめぐる動きが活発化してきていることも踏まえながら、100周年を記念した事業に取り組むことで、北上線利用者の増加や沿線地域の活性化にもつなげていきたいと考えているところであります。

事業の内容やその進捗状況に関してのお尋ねであります。大きくはJ R東日本の取組と、沿線自治体などで構成しているJ R北上線利用促進協議会の取組に大別されるわけでありすけれども、そこは別々に取り組むのではなく、お互いに連携を図りながら、効果的な取組となるよう、適宜情報共有と役割分担を図りながら進めているところでございます。

利用促進協議会としての事業や取組に関しては、正式には6月25日に開催される定期総会で決定することになりますが、時期を失することがないように、総会での決定を待たずに取り組めるものには順次着手をしているところでございます。

既に発注、契約済みのものとしましては、まず昨年度から取り組んでいる北上線魅力化プロモーション事業として、開設済みのポータルサイトの動画制作や特集ページの制作、SNS投

稿などの業務委託のほか、新幹線の座席ポケットに配置されている「トランヴェール」という旅行雑誌がございますが、この9月号の中に1ページを使って北上線の広告を出すことにしております。このほかにも、JR東日本として独自に100周年の企画が準備されており、追ってプレスリリース等がなされることになっております。

これらの一連の取組、企画につきましては、年間を通したものになっておりますが、周年事業のピークとしては、紅葉が見頃となるあたりに持っていくことを関係者間で了承しておりますので、そこに向けた機運醸成にも努めていかなければならないと思っていますところであります。

いずれにいたしましても、100周年がゴールではありませんので、一過性で終わらない継続的な取組につなげていくことが非常に大事になってくるものと認識をしているところでございます。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 ありがとうございます。今のところでちょっと伺いたいのですけれども、「トランヴェール」、新幹線の座席のところの網のところに入っている雑誌ですよね。100周年に関して、100周年ですよとか、100周年に関してイベントなどがありますよというふうな内容になるのかなと思うのですけれども、新幹線に乗る人たち、東北新幹線に乗る人たちに周知するというのが本当に妥当なのかというのがまず1点あります。どういう人たちを呼びたいかというところで、新幹線に乗っている人たちを対象にしたいという意図があったのかもなとも思うのですけれども、その掲載についてどういうふうな意図があって、どういうふうに決定したかというのはいかがですか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

まず、この「トランヴェール」ですけれども、

議員もおっしゃっているとおり、新幹線の座席ポケットに配置されている雑誌であります。北上線は新幹線と接続しておりますので、その点で親和性があるというか、簡単に乗り継ぐことができるという点で利用が発想しやすく、掲載媒体としては非常に効果的だと判断したものでございます。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 実際1ページ、掲載する内容次第かなとも思うのですけれども、私自身が以前、今もですけれども、メディアで働いているもので、こういう雑誌の掲載というのはこっち側から頼むと有料になって、向こうから取材させてくれとなると無料で載るとというのが基本になると思うのですけれども、今回に関しては利用促進協議会から広告を出稿させてくれということで話が進んでいるということなのですね。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

ただいま議員がおっしゃられたその辺の事情につきましては、私も承知をしておりますけれども、今回は利用促進協議会として、掲載時期や掲載内容など、100周年の取組として最も効果的な広告になるよう、こちら側の都合を優先させる必要があったことから、相応の費用は伴いますけれども、こちらから掲載を依頼したものでございます。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 分かりました。掲載されたものがどんなものか、あと掲載してどうだったかというのをまた後々検証できたら、それでまず一ついいのかなと思うのですけれども、ほかの媒体、「トランヴェール」以外でも、例えば北東北3県のエリア雑誌とかというのがあったりしますけれども、そういうのへの出稿というのは検討とかはされなかったのでしょうか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

まず、JR北上線を含め、JR東日本の車両

や構築物そのもの、あるいはそれらをモチーフにした広告物等を制作する場合、プロパティライセンスという許諾行為が伴うことになっております。つまりＪＲ北上線に関する宣伝や告知を行うためには、基本的にはＪＲ東日本の許可が必要となるわけでありますけれども、今回の「トランヴェール」という雑誌は、ＪＲ東日本のグループ会社が発行しており、なおかつこのグループ会社は今申し上げたプロパティライセンスの許諾の窓口となっているため、権利関係の煩わしい手続不要で記事が掲載できるというメリットがあったことから、当該雑誌への掲載を決めたものであります。したがって、そのほかの雑誌媒体につきましては、現在のところ掲載は予定しているものではございません。

議長 唐仁原俊博君。

６番 ということは、これメディアから、例えば観光雑誌とか、そういったものから、特集の記事を、この100周年とか、あるいは北上線について組みたいのだけれどもという話があった場合はどういう形になるのですか。有料になるのですか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

今申し上げたプロパティライセンスに関する問題をクリアしているという前提で、そういった取材等には積極的に応じていきたいと考えているところでございます。

議長 唐仁原俊博君。

６番 そのプロパティライセンスに関して言うと、例えば取材があったときに、こういう取材がありましたから受けますねと言うのではなく、許可をもらうというふうな形ではないと、できないということになるのですか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 このプロパティライセンスに関しましては、原則として取材者側が対応を行うものだというふうに認識をしております。

議長 唐仁原俊博君。

６番 分かりました。ということは、雑誌なりメディアなりがやりたいというときに、ＪＲ東日本と話してということになるという認識でいいのですか。分かりました。ありがとうございます。

先に進めます。今回100周年に関してということで、いろいろと大々的にやる部分というのがあったと思いますけれども、この100周年事業を進める上で障壁となっているものというのがあったか、なかったかということ伺いたいと思います。半年期間過ぎて、残りの半年間ありますけれども、障壁がこういうことがあったから、こういうふうに事業の推進体制を見直すとか、そういうことなどは考えていらっしゃるでしょうか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

まず、今回の100周年事業を進めていく上で、障壁として捉えていることはございません。ただ、何においてもそうですけれども、クリアしなければならない課題は当然あります。その辺りの事情の一端をあえて申し上げるとすれば、これは今回の100周年事業に限ったことではなく、北上線の利用促進に係るふだんの取組全般に言えることでありますけれども、利用促進協議会を構成している機関、団体の数が多く、主要なところだけでも、本町のほか北上市、横手市、岩手県、秋田県、ＪＲ東日本盛岡支社、同じく秋田支社があり、これらの団体間の意見調整を図りながら、協議会としての意思決定をつかさどっていく事務局の役割は非常に重要であり、かつ極めて難儀な仕事であります。

ただ、このことが課題だと言っているのではなく、このような組織体制であるがゆえに、取り組みに当たって臨機応変にスピード感を持った対応がどうしても取りにくいというあたりが強いて言えば課題ではなかろうかと感じております。

また、事業の推進体制についてのお尋ねであ

りますけれども、既に現状の体制で動き始めているところであり、年度の途中でここに変更を加えることは、組織マネジメント上、難しい面がありますので、これを見直すことは現時点では考えておりません。ただし、来年度以降、推進体制のあり方については、必要に応じた検討を行っていきたいと思っているところでございます。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 3 基礎自治体と、あと 2 県、それから J R 等々、関係者が多い団体というのは全くそのとおりですし、関係団体が多いからこそ、ちゃんと力を発揮しようと思えば力が発揮できるかなとも思います。ただ、西和賀、北上、それから横手ということで考えた場合に、北上線が存在する恩恵を一番受けているのがやっぱり西和賀なのかなと思っています。

なので、ほかの自治体の意向を無視するとか、そういうわけではなく、こういう方向で進めたいとか、こういうふうにプロモーションを打っていききたいとか、こういう意図があるからそうではなく、こういう企画ではできないとか、多分そういうふうなイニシアチブを取っていかなければいけないのは西和賀なのではないかなというふうに私は感じています。それは恐らく自治体だけではなくて、J R に対しても、我々はこういう意図でこういうふうにやっていきたいから協力してくれというふうな話をしていかなければいけないのかなと。現状がそうしたことができていないのではないのということが言いたいわけではなく、そういうふうにしていかなければいけないと思うのですが、いかがですかというのをちょっとお伺いしたいのですが。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、北上線の存廃によって一番影響を受けるのは紛れもなく本町でございますので、おっしゃっているとおり、本町が一定のイニシアチブを取って、主体性を持って

この取組を行っているところはお見込みのとおりでございます。今後とも本町が主体になって、北上線の存続に向けた取組を一層強化していきたいと思っているところでございます。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 ありがとうございます。

次の項目に行きます。今春、J R 北上線ポータルサイトがオープンしています。これ私も人が SNS でシェアしているのを見て、何だこれと思って見に行ったのですけれども、4 月ぐらいにオープンしていたようなのですが、このポータルサイト、要はウェブサイトですね、北上線の情報が集約されたウェブサイトがオープンしていて、そこにユーチューブの動画とか、写真の投稿サイトのインスタグラムであるとか、そういったアカウントもあって、情報が載っていました。県内でも J R 線のポータルサイトみたいなのがあったりしますけれども、県をまたいでいたりするようなこういう路線で、こうしたポータルサイトをつくってというのは希少な取組だと思うのですけれども、これサイトがオープンしたことに関して、どういうふうな周知とか告知というのを行われたか伺いたいと思います。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

J R 北上線のポータルサイト、それからユーチューブ及びインスタグラムも開設しておりますけれども、こちらは昨年度の魅力化プロモーション事業で取り組んだものであります。4 月から試験運用を行っておりましたが、去る 5 月 31 日に岩手県側、秋田県側それぞれでプレスリリースを行い、本格運用を始めたところでございます。既に町のホームページのトップページにリンクを張っておりますし、北上市や横手市、岩手県、秋田県、さらには利用促進協議会の構成団体にも広く呼びかけ、同様の取扱いをしていただくように要請をしているところでございます。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 5 月末から本格運用だということで、その時期にプレスリリースを打ったということですけれども、これ今のところニュースとかで私が調べた限りだと、ポータルサイトがオープンしているというふうなニュースが出てこないのですけれども、プレスリリースというのは、これはどういうところに送ったのかというのと、送った後に反応があったかというのを教えていただきたいのですが。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

プレスリリースですけれども、通常本町で行っている一般のプレスリリースと同様の投げ込み先、岩手県内の主要な報道機関に加え、今回は横手市にも同様の対応をお願いしているところであり、秋田県内の報道機関にも情報提供がなされているものと承知をしております。ただし、議員おっしゃられるように、現時点において報道関係からのお問合せ等はいただいております。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 報道機関がどういうふうなことを、内容を報道するかというのは報道機関の自由なので、そのこと自体に対して口を挟むつもりはないのですけれども、プレスリリースの内容とかが報道機関のほうでも取り上げやすいような内容とかになっていたかどうかというのは、ちょっと検討が必要なかなというふうに今伺っていて感じました。

というのと、先ほども言いましたけれども、旅行雑誌などでも取り上げてもらえるような内容なのではないかなと思うのですけれども、さっきいただいた答弁だと、報道機関ということでしたよね。報道機関以外には送っていないということですか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

通常プレスリリースは、そのようなご認識で

間違いございません。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 役場内のルールとか、内規とかで、何かそういうのがあるのかは分からないのですけれども、内容によってはより広く呼びかけることがあってもいいのかなと思います。まず、今回のこのポータルサイトに関して、追加でプレスリリースを打ったりとかということはある得るでしょうか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

現時点では、そのような考えは持っておりません。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 分かりました。

では、次に行きます。今話しているポータルサイトとか、あるいはユーチューブ、Instagram についてですけれども、これ名義としては利用促進協議会としての名前が記載されますし、今年度以降、来年度以降も利用促進協議会のほうで運用していくことになるのかなと思いますが、これまでにない新しい事業になるわけです。どういうふうに運営していくのかを聞きたいのですけれども、まず現状はどうなっていますでしょうか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

ポータルサイトや SNS の運用に関しては、おっしゃるとおり、新たな業務になることはそのとおりであります。現状の運用体制でありますけれども、ポータルサイトにつきましては 3 市町、北上市、横手市、西和賀町それぞれの JR 北上線主管課に管理者権限を付与するとともに、3 市町それぞれの観光主管課、観光協会等に投稿者の権限を与え、当面は運用を行っていくことにしております。

また、SNS のほうは、今年度につきましては、魅力化プロモーション事業の業務委託の中で対応してもらうことにしております。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 今おっしゃっていた SNS のほうですけども、魅力化プロモーションのほうで対応ということは、各自治体がポータルサイトのほうだけまずは触って、SNS のほうは直接触らないという認識でいいのですか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 そのように認識しております。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 ありがとうございます。これ SNS とか、ポータルサイトとか、特に頻繁に人に見てもらうのは SNS のほうだと思うのですが、今だとユーチューブの映像をつくらなければいけないというのはとにかく、インスタグラムのほうでもあまり投稿が活発でないような印象を受けています。4 月の段階で今止まっているのかなと。

沿線自治体でいえば、北上はさくらまつりがありました。横手もあるか。横手とか、北上とか、桜祭りがあったりとか、あとの 6 月で北上の鬼の館が 30 周年だということで、6 月 1 日にセレモニーがあったり、今週末、来週末、再来週末も何かイベントがあるようでした。こういうこととかを北上線に絡めて発信しなくていいのかなというふうに感じたのですけれども、いかがですか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

現状、ただいま議員がおっしゃられたような対応は取れておりません。それで、先ほど申し上げたとおり、今年度の業務委託の中での対応ということになっておりますけれども、Instagram につきましてはフィード投稿、それからストーリーズまたはリール動画の投稿、これを今年度、月に 2 本ですから 24 本ですか、の投稿を業務委託の中で対応していただくことにしておるものでございます。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 本数の取決めをされていて、具体的なこう

いうことをとか、その年間のスケジュールとかについては、契約の中に入っていないという認識でいいのですか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 投稿内容、取材の対象等につきましては、委託事業者にお任せをしているところでございます。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 分かりました。ポータルサイトとか SNS の運用については、利用促進協議会での考えとか、運用方針であるとかというのが今までも話し合われていただろうし、今後も話し合われるのかなと思いますが、ポータルサイトもだけれども、SNS のほうも、3 市町の担当課などにも協力してもらったほうがいいのではないかなというふうな印象を私は受けました。イベントごとがあるときに、やっぱり適宜それを載せてというのが、迅速に動けるのは 3 市町の担当課とか、あるいは観光協会であったりするのかなと思いました。その辺りというのは、また今後どういうふうに運用していくというのは、検討しながら進めていくということでもいいのですか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

SNS の運用につきましては、今後の運用につきましては、議員のご指摘も踏まえながら、今後内部で検討していきたいと考えております。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 分かりました。

この 100 周年事業とか、あるいは魅力化プロモーション事業に関してだけというわけでもないのですけれども、さっきのプレスリリースの話とか、あとポータルサイト、それから SNS、そういった情報発信の取組を見ていて感じるのですけれども、情報発信をするために情報発信をしているわけではなくて、というのは情報発信した上で、やっぱりそれを見た人に何らかの具体的な行動を取ってもらいたいというのがあ

ると思います。例えば現地に来てもらうとか、あるいはオンラインサイトに誘導して物を買ってもらうとか、もちろん北上線自体の認知度を上げるというのが目的でもいいと思うのですけれども、ちょっとその辺りの、何のための情報発信かというのが若干ぼやけているのではないかなというふうに感じるのですけれども、どういうふうな認識でしょうか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

まず、北上線の利用促進が最終目的でございます。そのためにあらゆる手段を尽くす、その一環がSNSでございます。北上線の認知度を高めるための一つの方策だというふうに認識しております。

議長 唐仁原俊博君。

6番 どういうものをつくったかというよりも、今後どういうふうにして運用していくかという部分のほうが肝だと思うので、今後の利用促進協議会内部での話し合いなどが活発に行われればいいなと思うのですけれども。

情報発信についてもそうですし、今後のプロモーションとか魅力化というのに関しても、これまでの議会でも私から申し上げているのですけれども、プロデューサーとかディレクターとか、肩書はともかくとして、何らかの推進する立場の人というのが必要なのではないかなというふうにやっぱり感じています。人を置けば誰でもいいかという話ではなくて、やっぱり観光のプロの人材が必要ではないかというふうに考えています。これまで100周年事業等に携わられていて、推進されていて、どういうふうに感じていらっしゃるかをお伺いしたいです。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

そのような、議員がおっしゃられたような立場の方の必要性は、私も認めることはありますけれども、先ほど答弁申し上げたとおり、利用促進協議会の構成団体は、構成機関、団体数

が非常に多いということで、なかなか意思決定が速やかに行われにくいという点があります。そういった組織としての性格と、それからそこに、そういう組織にそういった立場の方がなじむのかどうかという点もありますので、そういったことを含めて幅広く検討を行っていきたいと考えております。

議長 唐仁原俊博君。

6番 分かりました。ありがとうございます。

では、次の質問に行きます。次に、西和賀町観光協会についての質問です。まず、町が観光協会に期待している役割というのは、どういったものでしょうか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

町では、観光事業者、観光に関する団体、町民、町が相互理解と協力の下、観光振興に関する施策を計画的及び効率的に推進し、持続可能な地域を実現するため、第二次西和賀町観光振興計画を策定しております。計画の目標達成に向けた諸施策の展開について、各主体に期待される役割やそれぞれが担うべき役割、町自身に取り組むべきことを整理し、役割分担を明確にしながら、一体となって観光振興を図ることとしております。

観光に関係する団体や商工団体の役割といたしましては、行政や個々の事業者では取り組むことが難しい情報発信、町全体の観光推進を図る宣伝や営業活動、各種イベントの一元的な管理運営、観光事業者、各種団体、町民、町との連携強化や調整、観光に関わる市場調査等分析を挙げております。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 そういった役割を期待してというか、役割分担をしているわけですがけれども、それと現状を照らして、ギャップとか、課題とかはないでしょうか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

町では、観光に係る団体である西和賀町観光協会とまず一体となって観光振興を図るべく、定例打合せ等からの活動実績の把握ですとか情報共有、課題解決に努めております。まず、そこから判断いたしましても、観光に係る団体の役割を果たすべく、日々事業に邁進しているというふうに捉えております。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 ありがとうございます。この観光協会について今回聞いたのは、先ほどのＪＲ北上線の話もそうですけれども、基本的に今後の観光とかということ考えたときに、西和賀町単体でどうこうという話ではないのかなというふうに認識しているからです。周辺の自治体と連携したりとか、さっきは東北新幹線の話がありましたけれども、新幹線にどうやって乗せて、北上まで来てもらって、そこからさらに北上線に乗ってもらおうとかということ考えるときに、町単体ではやっぱりなかなかうまくいかないのかなと。今おっしゃっていただいた内容で、いろいろと役割分担を持って進めているということなので、それについてはひとまずいいのかなと思いました。ありがとうございます。

次です。今度は、町のグランドデザインについて伺います。ここで言っているグランドデザインというのは、物すごく大きな将来像というふうな意味合いで使っていますけれども、先ほど普本議員のほうで保育所や小中学校の話が出ました。それから、私の後、高橋宏議員も町の施設のあり方について発言されるようですけれども、保育所のあり方検討委員会、それから学校のあり方検討委員会というのが昨年度開催されて、その答申が出そろった状態が現状だと認識しています。先ほど学務課長のほうから、町の考え方の整理、今年度中にしたいという話でした。考え方の整理というのがソフト、ハード、両方あると思うのですけれども、保育所の答申

のほうでは、この位置にあるのが望ましいのではないかというふうな内容を含んでいました。

町全体のことを考えたときに、町の中のどこにどういう施設を配置するのかというのは、非常に大きな問題だろうなと思っています。コンクリートの建物とか、適切にやれば50年ぐらいは普通にもつわけで、1回建てたものをそのまま移すというのなかなか容易ではない中で、学校や保育所というのをどこに配置しようかということは一大事だと思うのですけれども、そもそも町の全体像として、どういうふうな配置にするとか、将来的にこのエリアをこういうふうにしていきたいとか、そういうことを考えていかなければいけない時期なのではないかなというふうに思っています。それを行政としては、こういう計画を立てましたというだけでは、やっぱり住民の生活に非常に大きな影響があると思いますので、住民と一緒につくっていかねばいけいないものだろうなというふうに私は考えています。こういう町のグランドデザイン、それを考え直さなければいけない時期なのではないかなというふうに考えているのですが、認識はどのようでしょうか。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

本町は、2005年、平成17年の町村合併によって発足した町であり、合併後、20年近くが経過しております。グランドデザインということでは、合併時に策定した新自治体建設計画というものがあり、これがまさに当時の西和賀町のグランドデザインであったと認識しております。

しかし、今申し上げましたように、既に20年が経過しようとしていることや、議員もご指摘されている人口減少というような状況の変化等がある中で、そのようなことなどを鑑みますと、今後の町の将来像を見通すための新たなグランドデザインの必要性につきましては、私も認識を同じにしているというところでございます。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 必要だと認識していらっしゃるということでした。そのランドデザインをどうやってつくっていくかということがかなり大仕事になるだろうし、どういうやり方をやっていくかというのも考えなければいけないと思うのですが、現時点でどのように形づくっていくかということをお考えあるでしょうか。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

お話にありますように、ランドデザインというものにつきましては、大きな方針を打ち出すということでありますから、相応のタイミングや背景、きっかけが必要になってくるものということで考えているところでございますが、この点からいたしまして、また先ほどの認識からしまして、来年度本町では次期総合計画とまち・ひと・しごと総合戦略の策定作業を控えているタイミングでございます。このような一連のプロセスを経ていく中で、住民の皆様のご意見等を踏まえながら、町の将来像、すなわちランドデザインというものをつくって、示していきたいなというふうに今考えているところでございます。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 ありがとうございます。総合計画、総合戦略とか、まち・ひと・しごと、何でしたっけ、すみません、などでいろいろ今後話していくことになるのかなと思うのですが、うちの自治体に限ったことではないと思いますし、どこの自治体も困っていることなのかなとは思いますが、町の総合計画となっているのだけれども、行政の目標がずらっと並んでいるみたいなものになりがちなのかなというふうに認識しています。

今後、人口減少ということとか、あるいは学校とか、いろいろな施設をどうしていくのだというのを決めるに当たって、住民も意識的にやっぱりそこに参画して自分たちの意見を述べた上で、自分たちと意見が違ったとしても、納得

した上でやっぱり臨まなければいけないのかなというふうに思います。そういうふうな状況をつくるためには、議員の果たすべき役割も非常に大きいだろうなと思うのですが、そういうふうな住民にきっちり入ってもらって計画をつくっていくとか、町のあり方を決めるというプロセスが必要だと思うのですが、それについて何かお考えのこととありますか。

議長 内記町長。

町長 お答え申し上げます。

まさに住民の方々と一緒にという視点でございますけれども、参加のありようにつきましてはいろいろあるかと思います。ご意見をいただいたり、あるいは私自身として望ましいのは意見プラス行動、こういうことをやっていきたいという方がより積極していただけるような巻き込み方ができれば、より望ましいのではないかなというふうに思います。

ただ一方で、なかなか実践できないのに意見を言うのは、はばかれるなというようなこともあってはならないので、その辺は当然配慮しながら思っております。あえて付け加えて、今私自身の私案として考えておりますのは、できれば従来型の総合計画の様式にとらわれない新たな様式でやっていきたいなというふうに思っております。形が中身を決めるか、中身が形を決めるか、いろいろあるかと思いますが、まずそういうアプローチの仕方も考えてもいいのではないかなということで、今現在思案をしているところでございます。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 ありがとうございます。今様式について触れられていたのですが、私も新しい様式がつくり上げられるなら、それにこしたことはないなと感じます。というのも、基本的には、社会というのは今までずっと人口増に対応してきたわけで、どういうことをやっていくかというのを、今後やっぱり人口が減っていく中で、

ゼロベースで考えていかなければいけないことがどうしても増えるのかなと思います。なので、それに対応した様式というのができればいいなと思いますので、今のお話、非常に希望が持てると感じました。では、次に行きます。

議長 一般質問の途中ではありますが、ここで昼食のため午後１時まで休憩いたします。

午前１１時５７分 休 憩

午後 １時００分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

午前中に引き続き、唐仁原俊博君の質問を続けます。

唐仁原俊博君。

６番 では、続きに参ります。次、移住者の獲得について伺っていきます。移住者の獲得に限りませんけれども、何らかの事業を起こす場合というのは、そのターゲットを想定してやっぱりやっていかなければいけないものかなと思っています。移住者に関して言えば、町の将来像を考えながら、そこに合致するような層というの呼び込んでいかなければいけないのではないかなと思うのですけれども、現状ターゲットが設定されているかどうかということをお伺いします。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

移住者のターゲットというお尋ねであります。人口減少が急激に進行している本町の現状でありますので、えり好みのようなことをしている余裕はないわけではありますが、ただ漫然と移住者が来るのを待っているのではなく、こちらから仕掛けを行っていく対象の層を絞っていくことが大事ではないかとの議員のご指摘はもっともであろうと思っております。

現状、町として明確にターゲットを絞っているわけではありませんが、人口減少対策に中長期的なスパンで取り組んでいくために最も効果的な年齢層は子供や若年層であることは明白であり、このことは本町のみならず、どこの自治

体においても同じような戦略の下で施策を展開している、またこれから展開していこうとしているものと認識をしているところでございます。

議長 唐仁原俊博君。

６番 ありがとうございます。今答弁で言っていたとおりの、えり好みするというわけではなくというのは全くそのとおりだと思います。かつ、若年層とか子供が対象になるだろうということも、私も全くそのとおりだと思います。

子供だけを連れてくるわけにはいきませんが、当然親も含めてだと思えるのですけれども、そうした場合に子供のいる親というだけではなくて、例えばですけれども、どういう趣味嗜好があるかとか、あるいは年収帯はどのぐらいなのかとか、多分そういった設定、あとは仕事、どういった仕事をしているかによっても打つべき施策というのは変わってくるかと思います。例えば企業に勤めている人とフリーランスで仕事をしている親とでは、必要になる育児、保育とかのサービスが変わってくると。なので、今おっしゃっていただいたような子供とか若年層を狙うための施策というのをどんどん打っていかなければいけないなというふうに感じるのですけれども、その点はいかがでしょうか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

ただいまの議員のご指摘はそのとおりだろうと認識をしております。ただ、全てのことになかなか、財政事情もありまして、対応できかねますので、効果的なポイントを絞って、まず現状できる範囲から取り組んでいきたいと考えております。

議長 唐仁原俊博君。

６番 全部一緒くたにはできないと思いますし、１個１個解決していければいいと私も思います。

次の話題ですけれども、二地域居住というのをここ数年、国のほうでは結構力を入れて進めていこうとしています。その一環として、今年の５月には広域的地域活性化のための基盤整備

に関する法律の一部を改正する法律というのが成立しています。これまでも二地域居住、要は1か所にとどまっているのではなくて、例えば東京と西和賀とか、あるいは仙台と西和賀みたいな、居住する場所をメインとか、サブとか、あるいはどっちも同じような感じで住むとか、そういう住まい方が出てきているし、国としてはそれを後押ししていこうとしているわけですが、そういう環境の整備を国が促していく予定にしている中で、町において現状何らかの計画はあるでしょうか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

二地域居住に関してでございますが、広域的
地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律、特に地方において人口減少が著しく進行している中であって、地方への人の流れの創出、拡大が喫緊の課題となっている一方で、コロナ禍を経てU I J ターンを含む若者、子育て世帯を中心に、いわゆる二地域居住に対するニーズの高まりなどを背景に、先ほど申し上げた法律案が本年2月に閣議決定され、5月に国会で成立をしているものでございます。

法律の概要としては、二地域居住促進のための市町村計画制度や、二地域居住等支援法人の指定制度、あるいは二地域居住促進のための協議会制度の創設などが盛り込まれておりますが、現状本町として、何らかの取組に着手をしているという事実はございません。今後国、県の指示や指導、また他市町村の動向等も参考にしながら、強い関心を持って注視をしていきたいと考えているところであります。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 現状予定がないということでありました。私とか私の周りでも、この町にちょっと引っ越してみようかなということ、ほかにもいろいろ候補がある中で、検討している人からの話を聞く機会があります。そういう人たちの中には、かなり専門性があって仕事をしていて、この町

に来るに当たって、その仕事を続けながら、この町でも何か地方と関われたらいいなというふうなモチベーションを抱えているようでした。

ですので、いろいろな、さっきのターゲットの話と関わってきますけれども、そういった層を取り込むための工夫というのを町として考えていっていただきたいなと思っておりますが、そういう二地域居住が適しそうなみたいな移住の相談とかというのは、今町に対して持ち込まれたりしていますでしょうか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

移住者あるいは移住の相談者の属性といいま
すか、そういった辺りですけれども、こちらは
まだ町としてきちんとした分析を行っているわけでは
ございません。あくまでも担当課あるいは担当者の
感覚的なところになりますけれども、最近の傾向と
しては比較的若い世代の夫婦での移住に関する
相談、あるいは実際の移住が少しずつ目立つよう
になってきている印象を受けております。

したがって、今議員が受けられているような
相談というのは、まだいただいていないという
認識でありますが、仮に今後そのような相談が
増えてくるようであれば、町としてどのような
受入れ対応ができるかなども今後検討していく
必要があるものと考えているところでございま
す。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 分かりました。ありがとうございます。

次の質問に行きます。次、町内外への情報発信
について伺っていきます。先ほどの普本議員の
質問でもありましたけれども、保育所や学校の
あり方について、今後住民説明会などを行っ
ていく予定だということでした。現状町の公式
ホームページでは、これに関してどのような情
報発信がなされているでしょうか。

議長 学務課長。

学務課長 保育所、学校のあり方の情報発信につ

いてお答えいたします。

あり方検討委員会の検討結果については、報告書で提出を受けており、その内容については町ホームページに掲載をしているところでした。住民への説明については、今内部検討を重ねているところですが、まだ日程等は確定しておりませんので、開催日等の周知はできておりませんでした。予定としては、7月から8月にかけて開催したいと考えておりますので、決定しましたら、ホームページや広報等で周知させていただきたいと考えております。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 ありがとうございます。先ほどの普本議員に対する答弁でもあったのですけれども、町の考え方を今年度中にまとめていきたいというお話でした。その言葉を聞いたときに、全体として目指すのというのはやっぱり新しい体制の発足だと思うのですけれども、そこに至るまでにどういうフェーズがあって、町が考えをまとめるというのはどのぐらいの段階に位置しているのだということを、ちょっと分かりやすく町民に対して伝えなければいけないのではないかなというふうに考えているのです、例えば工程表とか図で示すとか。ここで話が決まったら、もうそこから覆らないとか、いろんな段階があると思うのですけれども、ちょっと分かりやすくそれを示していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長 学務課長。

学務課長 ご指摘のとおり、そういった分かりやすいと言ったらなんですけれども、スケジュール感的なところも示していかなければならないかとは思っています。ただ、先ほどちょっとお話しさせていただきましたが、年度内に考え方をまとめたと思いますけれども、これからの協議の内容によっても、ちょっと内容的にまだ考えなければいけないとか、そういった部分もあるかと思っておりますので、ただそういった大まかなスケジュール的な部分は示さないとはやはりい

けないと思いますので、そういった部分をご指摘のとおりまず考えて、進めていけたらなと思っていますところ。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 議論が活発になってスケジュールが遅れるとかに関しては、私はいいことだと思うので、そこについては全然よくて、今の段階でのスケジュールを示していただけたらなということだったので、今の答弁で大丈夫です。

次の話題ですが、移住に関する情報発信、先ほど触れましたけれども、そのほかにも町内の文化施設やスポーツ施設などに関する情報発信についても、ちょっと不足しているのではないかなというふうに感じています。こちらご認識はいかがでしょうか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

移住に関する情報や文化施設、スポーツ施設に関する情報発信が不足しているのではないかとのご指摘ですけれども、まず町のホームページには移住や文化、スポーツ施設に関する情報は掲載されております。ただ、施策や施設の実態として内容が不十分なためにインパクトに欠け、印象が薄くなってしまっているのではないかと、こういう認識は持っているところでございます。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 やっぱり町外に対して情報発信する以上、町民に対してというのとちょっと違った切り口とか見せ方というのをしていかなければいけないかなと思っています。町のホームページで、そのシステム上、リッチな表現といいますか、そういうのがやりにくいのであれば、別途ホームページを用意したりとか、あるいは内容について、これは工夫が必要だから業務委託に出すとかという考え方もあるのではないかと思います。ですが、いかがでしょうか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

町のホームページにつきましては、これまでの議会でも様々ご指摘などをいただき、またこちらからも、その都度考え方を述べさせていただいてきたところであります。基本的には、これまでの答弁の繰り返しになりますが、現行のシステムにつきましては専門的な知識や技術がなくても、職員であれば誰もが容易にホームページへの情報掲載や掲載内容の更新ができ、全体で一貫したレイアウトやリンク表現などを実現できるCMS、コンテンツマネジメントシステムとなっているものであり、保守費用についても比較的安価であること、また外部サーバーの利用により老朽化の心配もないことから、現時点でシステム自体の変更を検討しているものではないです。

ただし、運用面において、あくまでも利用者目線に立って利用者の声を聞きながら、情報発信の質や量を意識して内容の充実に努めていく必要があるものと認識をしており、このことからすると、議員ご指摘の町の事情に詳しくない人を対象にすることを念頭にした改良、改善の余地は十分に残っているものと思われるので、費用対効果などにも配慮しながら検討を行っていきたいと考えているところでございます。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 ありがとうございます。何でもかんでも別途ホームページを用意したりとか、委託に出したりという必要はないと思うのですが、町として重要な施策であるとか、あるいはここはきちんとやれば外貨を稼げるぞというふうな部分に関しては、外部を活用したりということをやっただけならいいのかなというふうに感じています。

次に行きます。県立西和賀高校についてです。西和賀高校で総合的な探究という形で生徒たちが活動を行っていますけれども、現在その総合的な探究に携わるコーディネーターが不在だと聞いています。町として今後対応される予定でしょうか。

議長 学務課長。

学務課長 西和賀高校のコーディネーターについてお答えいたします。

総合的な探究の授業は、生徒個々が研究課題を設定し、その解決に向けて生徒が主体的に取り組んでいく学習であり、社会で求められる力の育成などを目的に行われています。西和賀高校では、町の支援、協働により、地元企業や団体等の協力を得ながら、魅力発見ラボと称して西和賀を知る活動や高校生による商品開発、販売サービスの企画なども行っており、高校の大きな魅力の一つとなっています。また、大学進学においても重要な教育課程に位置づけられ、今後さらに重要視される授業と言えます。

議員のお話にあるコーディネーターの配置は、地域と学校のかけ橋となり、授業を充実させるため、昨年度から県が西和賀高校へ予算支援を行っているものです。令和5年度は、町が地域をよく知っている地元の方を紹介し、配置することができましたが、今年度はまだ配置ができていない状況にあります。その理由の一つに、この県からの予算配当では常勤として雇用ができず、週3日程度の勤務となることが挙げられ、よって安定した雇用ができず、人材の確保に苦慮しているところです。引き続き、人材の確保に向けて高校に協力してまいりたいと存じます。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 地元と高校をつなぐというすごく大切な役割ですので、適した人を見つけていただけるよう、ご尽力いただければいいのかなと思うのですが。

先ほど答弁でおっしゃっていただいたとおり、地域の課題と密着する授業なわけですよね。これ非常に生徒からすれば、楽しく感じたりとか、それが学校に行く一つのモチベーションにつながったりということもあると思いますし、あとは外部の人にとってみれば、それこそ県外留学を受け入れ始めていますけれども、西和賀というのはこんな町なのだというふうなことがより

伝わるようなものなのではないかなというふうに思っています。

5月30日か31日かに西和賀高校PR部として学務課のほうで制作した新しい動画がユーチューブにアップされていました。今回のやつだとボートの話と、あと高校の総合的な紹介という映像だったと思いますが、どちらともとてもすてきな映像になっていますし、生徒たちのインタビューもかなりしっかり受け答えしてくれていて、とてもいいなと思いました。こういう総合的な探究とかについても密着して取材とかをして、それを映像化すれば、かなり外に対するPRにもなるのかなと感じたところなのですが、今のところそういう映像をつくったりという計画はありますでしょうか。

議長 学務課長。

学務課長 議員ご指摘のとおり、この総合的な探究の授業につきましても、生徒募集に関しても中学生にとって進学してくる大きな要素になってくる部分だと思います。学務課というか、こちらのほうとしても、今年3本PR動画を作成する予定になっていますけれども、そのメイン動画のほうに、今回はこの探究的な授業の部分を取材して行って、PRできる形の動画を作りたいと考えております。これからの県外募集もですけれども、様々PR活動をする上で貴重な動画になると思っていますので、その部分は作成していきたいと考えているところです。

あと、あくまでも予定ですが、3本のうち、ほかには生徒さん方による学校内の校内ツアーみたいな形の部分の動画とか、あと学校の行事とかを紹介するような動画を3本つくりたいなと今年度は思っているところです。

ご紹介いただきましたけれども、ユーチューブのほうに西和賀高校PR部としてメイン動画を今回上げさせていただいてまして、非常に中身の的にもよかったのではないかと思いますので、皆さん方もぜひご視聴していただければと思います。

あと、ボートの部分もありますし、あともう一本、学生寮の動画も作成したのですが、そちらの部分はちょっと個人的な情報が結構多かったものですから、ユーチューブのほうには掲載していない形でした。ですが、県外募集とか、そういった部分には使わせていただいているという状況です。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。今おっしゃっていただいたみたいに、外に対するPRというのでもそうですし、もしかすればあの動画を見たときに、あれ、うちの町というのはいいところなのではないかというふうに町民の方も気づきがあったりするのではないかなと思うので、とてもいい映像でしたし、取組として今年度も続けていかれるということなので、とても楽しみにしております。

私の一般質問は以上です。ありがとうございました。

議長 以上で唐仁原俊博君の一般質問を終結します。

ここで1時30分まで休憩します。

午後 1時20分 休 憩

午後 1時30分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順3番、高橋宏君の質問を許します。

高橋宏君。

8番 今日3人目の一般質問となりました高橋宏です。よろしくお願いいたします。

私からは、保育所、小学校、中学校のあり方、庁舎のあり方、そして農業の現状、3点について質問したいと思います。保育所、学校のあり方については、同僚議員、普本議員、唐仁原議員も質問をされております。唐仁原議員は、単に保育所、学校だけでなく、町のランドデザインという考え方ということの質問でした。私も視点としては同じ考え方で、庁舎も併せての

質問に持っていきたいというふうに考えております。

また、普本議員もこのことについて質問をされております。ただ、当局の答弁は、町の方針が決まってからというような答弁でしたのですけれども、併せて町民への説明は7月、8月を予定しているというスケジュール感を考えると、町の方針の8割方は決まっているのだらうなというような感じがしているのですけれども、その方針があり方の報告を基本とした町の考え方だと思います。町の考え方が固まりつつある中で、私自身といいますか、いろんな考え方があるということで、一つの提案ということでの質問ですということをご理解いただければと思います。

前段については、そのとおり同僚議員が質問しております。ただ、保育所、あと小学校のあり方、特に学校のあり方の基本的考え方の中で、1つにするという考え方は通学時間などの点から許容し難いというようなことがあって、非常に否定的な意見であるというふうに捉えられるのですけれども、具体的にその根拠について、検討委員会の中でどのような検討をされたのかについてお伺いいたします。

議長 内記町長。

町長 ただいまのご質問につきましては、担当課長から答弁します。

議長 学務課長。

学務課長 検討委員会報告についてお答えいたします。

町内に1つの保育所、学校の考えについては、検討委員会の中でも議論がなされました。委員からは、将来の児童生徒数や施設整備費用等を考慮すると1施設という考えもあるが、その場合、保育所、学校から遠方に居住している児童生徒の通学距離が長くなり、特に小さなお子さんには許容し難いものである意見が大半でした。

また、学校が担う地域振興面の役割は大きく、地域文化の継承も含め、現在の学区での小中連

携教育の推進を望むものでありました。

委員の皆さんからは、やはり南北に広い西和賀町の地理的条件からの通学距離、地域における学校の役割を大きな要因として捉えているところでした。

議長 高橋宏君。

8番 距離の問題については、後で質問したいと思います。

また、地域から学校がなくなるということに関すること、また地域の伝統文化については、私もそのとおりだと思います。1つにすることがベストの考え方だとは思っておりません。今答弁あったように、西和賀町は非常に広い地域でありますので、その中で学校を設置するというということに関しては、どこかにやっぱり課題は残ってくるのであろうということは私も理解しているのですけれども、一方で1つにするメリットという部分もあるので、その部分も検討していただければなと思って、私は現在西和賀さわうち病院のある大野地区に保育所、学校を設置するべきではないかというふうに考えております。

1つにすることによって、より充実した教育が確保できるというふうに事前に質問事項を挙げているのですけれども、もう少し具体例といいますか、を挙げていきたいのですけれども、今まで私も子育てする中で、小学校、中学校の先生方はここに赴任して、子供たちが素直ですし、教育環境も非常に整っていると、地域の協力もあるというふうにどの先生方も感動、感激してきているというふうに感じております。

一方で、小規模校でずっと過ごした子供たちが町外に出て進学、就職して、大人数の中でのプレッシャーに弱い子供も多く、それが将来のひきこもりにつながっていないかと懸念しているところでもあります。それを防ぐために、短期でもいいですので、留学制度などができないかなという部分も考えられるのですけれども、このようなことを実行するためにも、1校にした

ほうが町として取り組みやすいのではないかなというふうに考えるのですが、その点についてお伺いいたします。

議長 学務課長。

学務課長 町のほうの教育全体の考え方の部分になってきますけれども、やはり前も、先ほど午前中にお話しさせていただきましたけれども、町内はもちろんですけれども、町外の方々にとってもよい教育の町という部分を思っていたきたいというところにもなってくるのですけれども、今高校教育のほう、西和賀高校のほうで県外募集をして、そういった部分の芽が出てきているというか、町への教育の部分で外部からという部分の考え方が少しずつ身になってきているのかなと思います。

議員さんご指摘の部分は、そういった部分を小中学校の部分にもつなげていくような流れというイメージで捉えているのかなと思います。やはり今の学校のあり方検討でつくり上げていく学校というのは、そういったよそから、よそというか町外から見ても来たいと思える部分の学校づくりが必要になってくると思います。ですので、これからの人口減少対策と言ったらなんですけれども、子供さんたちが増えるような部分の対応として、そういった留学制度というのは検討していくべきものだとも考えています。ただ、これは私個人の考えですけれども、教育長ともそういった部分を話し合いながら、今後の教育づくりをしていければなと思っているところです。

議長 高橋宏君。

8 番 次の質問以降でそのことに触れようと思ったのですけれども、小学校、中学校のあり方の報告の一番最初にも、今と同じように、子育て世代の定住先の選択に教育環境は重要な判断材料の一つとなるというふうな報告がされています。今課長が言われたように、西和賀へ人を呼び込むには、観光資源も大切なのですけれども、教育環境を整えるということが非常に重要

でありますし、今まさに課長おっしゃられたように、それを実践したのは西和賀高校だと思っています。小規模校のメリットと親の安心をセットにすることによって、移住者を増やすということにつながると思うのですけれども、そういう点からも1つにするメリットはあるのではないかなと思うのですけれども、重ねての質問ですけれども、この点について、これは学務課になるのか、町全体のことでですので、その辺も踏まえてお答えしていただければと思います。

議長 学務課長。

学務課長 ご指摘のとおり、町内1施設にするという部分のメリットはあると思います。ただ、先ほど来ちょっと申し上げておりますとおり、委員会報告のほうではやはり通学面、あと地域振興面という部分が大きな課題というか、になってくる部分になるのかなと思います。そういったご意見、これからの説明会でもあると思っております。そういった意見を踏まえながら、今後の学校整備をどうしていくか、学校のあり方をどうしていくか、その部分を、皆さんのご意見をいただきながら判断していかなければならないというふうに思っているところです。

議長 高橋宏君。

8 番 親の安心という点では、大野地区には病院があります。消防署も隣接してあります。突然子供の事故、病気があった場合での対応が瞬時にできますし、併せて病児保育とかゼロ歳児保育、なかなか進んでいないのですけれども、こういうことにも取り組みやすくなるのではないかな、場所的にもそうですしと思うのですけれども。普本議員の質問と重なるかもしれないのですけれども、大野に学校を造ることによって、こういう点でも取り組みやすくなるのではないかなというふうに思っているのですけれども、その点についてお伺いします。

議長 学務課長。

学務課長 大野地区への施設整備についてお答えいたします。

保育所、学校を町内1施設にして大野地区に整備することにより、議員ご指摘のとおり、一体的エリアとしての総合的な環境整備や現有施設との連携による安全面、利便性などの相乗効果があると思います。しかしながら、やはり先ほど来申し上げておりますけれども、通学面、あとは地域振興の役割の部分が大きな課題であると思います。先ほどの答弁と重なってしまいますけれども、そういったご意見もあろうかと思えますので、そういったご意見を踏まえながら、町として方向性を判断していきたいというふうに思います。

議長 高橋宏君。

8番 確かに地域振興という点では、学校がなくなることによって地域の衰退等も、それが引き金にということも決して否定はできない部分もあると思いますので、その点については、また別の形で地域振興は考えていかなければいけないのかなと思っております。

一番最初に言ったように、やっぱり西和賀町は広いので、送迎の部分でのリスクといいますか、その点が問題になるということだったのですけれども、今の町の大きな流れの考え方からいうと、湯田地区が湯田小学校近くで小中学校というような考えも出ているようです、報告書等を見ると。仮に大野と考えたときに、湯田小学校から大野まで車で送迎した場合は、車に乗って多分5分、10分で着く距離であろうという考えからすると、湯田地区に関しては大きな差異はないのではないかなと。

やはり問題は、沢内地区、特に貝沢地区、ちょっと距離を調べてみると、今川舟保育所で貝沢から9.6キロあります。もし太田、せんだん、沢内中学校付近になると16キロになります。もし大野地区と考えると24キロです。かなり遠い地域で、やっぱりこれを親が毎日送迎するというのは確かに大変なことですし、私は、今いろいろ計画がある北部開発で拠点をつくって、そこに一時的に預けて、送迎すべきという考え

なのですけれども、町が責任を持って保育所の子供たちを送迎するという考え方はできないのか。

大野地区には、現在西和賀さわうち病院、花巻農協、あとは給食センターなどがあります。将来的には、次の質問にも関わるのですが、私は役場庁舎も大野に1つに建設するべきだと思います。そうしますと、多くの方々がそこに通勤し、多くの子育て世代の方々がそこに通勤すると。自分で送迎するという方も多数出てくるのではないかと想定されます。そんな中で、当然自分で送迎できない方はいますので、そういう方々は町で責任を持って送迎すると、そういう形にするべきではないかと思えます。

実際議員の活動報告を貝沢でやったときに、現在子育てをして、川舟の保育所のほうに預けている親御さんも、送迎してくれるのだったらいいよなというような、その場での感想ですけれども、そういうような話も出ました。町で送迎するという考え方において、現時点で何か問題点といいますか、こういう考え方について町としての現在の考え方を伺いたいと思います。

議長 学務課長。

学務課長 議員さんご指摘のとおり、送迎の部分は考えていかなければならない部分ですけれども、やはり保育所の例えば小さなお子さんとか、そういった部分の安全面を考慮した上での対応も必要になってくると思いますし、あと車両の部分の安全面というか、ただ単にスクールバスと一緒に乗せるとか、そういった部分だけでは済まない話になってくると思いますので、そういった制度的な部分、そういった部分の検討もしていかなければならないというふうに思っております。

あとは、やはり大きなところは建設する位置というか、その部分が議論をする上での大きな部分になってくると思いますので、そのまづ方向性がある程度固まれば、そういった送迎の部分も、もう少し突っ込んだと言ったらなん

ですけれども、お話もできてくるのかなと思っていますところ。

以上です。

議長 高橋宏君。

8 番 今課長が言われたように、町に、人口減少、子供たちが少なく、出生数が少ないです。最近では10人程度の出生数ということも考えていくと、1つにしても決して大きな学校ではないので、そういう考え方もということと、そのほかのメリットも今申し上げているのですけれども、ただこれを実現するためには非常にハードルが高いのは私も認識しています。簡単にできることだとは思っておりません。

先ほど言いましたように、次の質問に移りたいのですけれども、この考え方の中で、やはり庁舎は大野に1つのほうがいいのではないかなという考えの下でお聞きしたいのですけれども、西和賀町は合併して以来、役場庁舎は分庁方式で運用してきましたけれども、今後もこのままで維持をしていくのか、この人口減少の中で。もしくは、統合するという議論はなされていないというふうに、決定していないというふうに捉えているのですけれども、そういう認識でいいのでしょうか、現時点で。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

議員ご認識のとおり、今後の庁舎の方式等については、現時点では話し合いなどを行っていない状況でございます。

議長 高橋宏君。

8 番 湯田庁舎を改修工事した経緯を考えると、今課長言われたように、沢内庁舎の危険ということで、それでこの分庁制をそのまま維持し、このような改修工事が行われたと。多分町民の中でも、その際の改修費等で、今あるものを使って最低限の予算ということの当初5億円ほどだったので、最終的には7億9,000万という多額の費用がかかっておりますので、1つになるのは難しいだろうなというような町民

の中でも認識はあると思うのですけれども、同時に、そのときに新庁舎建設のための基金も積立てをしていくというふうに当時の細井町長からも話がされました。現時点で、その基金の現状と、あとは最終的に目標としている基金額について伺います。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

初めに、基金の現状でございますが、令和4年3月に町が行う庁舎及び公共施設の整備に要する経費の財源に充てることを設置目的として、西和賀町庁舎等整備基金条例を設定してございます。基金の現状、積立額でございますが、令和3年度からこれまで毎年5,000万円を積立してございます。令和5年度末での積立額は1億5,000万円を見込んでいますところでございます。

次に、目標としている基金額でございますけれども、庁舎整備に要する経費の半分は積立てをしたいというふうに考えてございます。仮に建設費を20億円と見込んだ場合、その半分、約10億円程度を想定してございます。しかしながら、庁舎整備に要する経費については、実際に検討を進めていく過程で最終的な額が決まるものですので、その検討経過を踏まえながら、基金の額の調整が必要になるものと考えてございます。

議長 高橋宏君。

8 番 なかなか目標額には、まだまだ年数がかかるというのは当然のことだと思うのですけれども、現在分庁制で行っているのですけれども、この分庁制での不都合とか、不便だなというような声が町民から、または職員の間でそのような声というか意見は届いていないのでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

分庁舎方式での不都合や不便さなどについてのご意見等ということでございますけれども、現時点で職員を含め町民の皆さんから、そうい

った部分は受けてございません。

議長 高橋宏君。

8 番 私は、どうしても旧沢内村の出身で、旧沢内村は総合センターといって役場があって、その中に農協が入って、すぐ近くに病院があってということでの生活が長かったので、あの当時の便利さ、結局病院に来て午前中診察して、午後は役場、農協で用足しをして、夕方のバスで帰るというような、高齢社会にとってはそういう生活のほうが生活しやすいのではないかなという思いがありますし、西和賀町も残念ながら人口減少に歯止めはかかっておりません。

民間有識者グループ、人口戦略会議が将来の人口分析レポートというのを発表されております。26年後、2050年、西和賀町の人口は1,900人になるというふうに推計されております。また、同じくそのときに発表された2050年の生産人口、15歳から64歳の人口は679人と言われております。このような状況は前にも発表されました、同じところから、2040年の。その推計よりも速いスピードで人口減少が進んでいると思います。この人口減少を迎える中で、このまま今の分庁制のままで非効率な部分が多いのではないかなというふうに思っておりますけれども、その点についての考えをお伺いしたいと思います。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

今後人口減少が進む中、今の分庁方式のままでは非効率ではないかのご質問でございますけれども、令和4年度に庁舎改修が終了し、庁舎の長寿命化を図ってきたところであります。将来を見据えた場合、新庁舎の検討、整備を行う時期が今後来るものと考えていることから、先ほど答弁申し上げました西和賀町庁舎等整備基金を設置し、基金の積立てを行いながら、庁舎等整備に要する経費の財源を準備しているところでございます。

仮に新庁舎を建設するとした場合は、人口減少に対応した行政サービスの内容や建設場所、

庁舎の構造、規格、建築に係る費用の財源確保など多くの検討課題があることから、有識者、住民代表などで構成する検討組織を立ち上げ、十分な検討期間を設け、協議を進めていく必要がございます。この検討会の中で、庁舎を1つにするか、分庁舎でいくのかについて、そこで検討が行われるものと考えてございます。

議長 高橋宏君。

8 番 保育所、小学校の統合から庁舎について質問いたしました。すぐにこの計画ができるものとは私も思っておりません。財政的な面とか、非常にクリアしなければいけない問題は多数あると思うのですが、町の方向性として学校を1つに、庁舎を大野地区にという流れといえますか、大きな町の方向性として、こういう考え方で町を持っていくという考えが必要ではないかということでの質問なのですけれども、学校の設置と庁舎、併せて町長にその点についてどのようにお考えかをお伺いしたいと思います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

午前中のご質問でもありまして、繰り返しになって恐縮でございますが、まず学校、保育所等の検討委員会からの報告等を踏まえての考え方を改めてまず述べさせていただいて、役場庁舎のあり方、そしてそれを拠点とするまちづくりの方向についての考え方、現在の考え方をお示しできればと思いますが、人口減少、特に児童生徒の減少が進んでいる現在の町の状況、各施設の老朽化、保育所、保育園の運営主体の状況、時代状況に対応した保育、教育ニーズ等から今の町の保育、教育環境を見直し、時代を見据えた望ましいあり方を目指していく必要があると考えております。午前中からの担当課長からお答えし、検討、取組をしている状況をお答えさせていただいているところでございます。

今後の検討の方向としましては、将来の西和賀町のあり方に関わる根幹的な政策となるもの

認識に立ち、今回各委員会からありました報告を踏まえまして、より多くの町民の方々からご意見をいただくとともに、過去の経験、他の事例や、学術的研究や調査報告、地域政策や教育に関わる理論などを参照し、町長としての方針を示していきたいと考えております。この議論の中に併せて、先ほどの庁舎も踏まえて、幅広になるか、町政懇談会で意見を聞きながら方向づけをしていきたいというのが現在の私のスタンスでございます。

しかし、これはまだ町全体としての見解ではなくて、私が今思案している中の一つの考え方でございますけれども、町村合併が進められて、一つの枠組みの中で物事を考えていくというような状況にあると思います。そうしますと、どうしても効率的にやっていくという思考がどうしても強くならざるを得ないのかなというふうに思っております。そうした中で、本当に住民の方々の現状を踏まえてのよりよいあり方がどうあればいいのかというようなものをどう折り合いつけていくか、その辺も注意しながら、このような検討を進めていきたいと思っております。

そうした上で、町の持続性がどうあるべきかという、具体的に今課題となっているのは、庁舎の提示をされておりますけれども、そういう大きな問題も含めて考えていきたいというふうに思っているところでございますので、今後ともその辺、お互いに議論させていただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 高橋宏君。

8番 ありがとうございます。確かに町長が今言われたように、効率性だけを求めているという点もそのとおりだと思います。それぞれ地域で暮らしている方もいますし、それぞれの立場、それぞれの意見があると思っておりますので、なかなかまとめて進めていくのは難しいと思うのですが、一つの考え方、方向性として検討していただければと思って、この2つの質問につ

いては終わりたいと思います。

次に、農業の現状についてお伺いいたします。令和6年度の水稲の生産実施計画書、営農計画書が提出されていると思うのですが、令和5年度に比べて耕作状況に変化が見られるのか、その点についてお伺いいたします。

議長 農林課長。

農林課長 ありがとうございます。令和6年度の水稲生産実施計画書、営農計画書が提出されていると思うが、令和5年度に比べて耕作状況に変化は見られるかのご質問についてお答えいたします。

例年、町とJAが事務局となっております西和賀町農業再生協議会から農業者に対して、水田の作物についての作付意向調査として、3月から4月にかけて水稲生産実施計画書、営農計画書について提出を依頼しております。本日時点で、令和6年度の営農計画書と令和5年度の交付実績を比較して主な作物を調べましたところ、今年度主食用水稲が昨年対比でマイナス11ヘクタールの595ヘクタール、ソバがマイナス23ヘクタールの222ヘクタール、大豆がプラス18ヘクタールの61ヘクタール、ワラビがプラス・マイナス・ゼロで55ヘクタール、リンドウがマイナス1ヘクタールの20ヘクタール、そして永年性牧草が7ヘクタールマイナスの132ヘクタール、稲発酵粗飼料、ホールクroppサイレージですけれども、WCSですが、こちらについては14ヘクタール増加の92ヘクタールという計画になっております。

また、町内の不作付農地、いわゆる自己保全管理農地ですけれども、こちらについて2ヘクタール増加の258ヘクタールとなっております。

この数字から読み取りますと、今回の5年に1度の水張りルールの影響から、これまで拡大してきたソバなどの土地利用型作物の作付が減少傾向にある中、WCS、ホールクroppサイレージの作付面積が拡大傾向にあるということが分かります。

以上です。

議長 高橋宏君。

8 番 今課長言われたように、水張りという条件が出てきて、非常に現場農家も困っている部分があると思います。ソバ、大豆の自給率を高める等々、あと転作奨励ということで進めてきたのですけれども、そこに水張りをしなさいという条件が出てきて、現場で非常に困っておる状況だと思います。

大豆は少し増えたようではございますけれども、ソバが非常に劇的に増えた中で減ってきて、ホールクロップサイレージについて増えているのは、これはある意味水張りをクリアできる転作作物であるということ、あとは1反歩8万円の交付金があると。西和賀町、地域によって収量に違いはあると思うのですけれども、1反歩8万円の交付金というのは非常に大きな金額であって、これが増えていくというのは水張りの問題が出てきてから予想されたことだと思います。

ソバについては、昨年対策として品種を1つにするというような話もあったのですけれども、それでもやっぱり減っていくと。ホールクロップについては増えてきているのですけれども、これらの作付の変化に伴う対策というのは現時点で考えられているのかお伺いします。

議長 農林課長。

農林課長 ありがとうございます。今のご質問についてですけれども、この営農計画書に基づきまして、作付作物の計画面積や計画数量等の把握を今後確実にして、交付金の給付をまず実施していくことになるのですけれども、いずれ提出されたような営農計画書とか、あと農業者の今後の意向を踏まえまして、町として農業支援策の検討をしていく必要があると思いますし、あと当然水張りルールが起因しているものと考えられますので、このことを踏まえて、西和賀町農業再生協議会を中心として、現在ある不作付農地が交付金の対象となるための方策についての相談とか、あと今後の管理方法の技術的な

指導について町としても実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8 番 農家は大規模化がかなり進んできていて、その一方で地域計画も立てなければいけないというような現状なのではございますけれども、地域計画を立てる上で大規模農家のこういう作付の変化というのは、非常に各地域の営農計画に大きな影響を及ぼすと思われます。このことについては以前から質問して、地域の意向という答弁が多くて、それは当然のことだとは思っているのですけれども、50町歩以上、100町歩以上となるとかなり限られてくるのですけれども、そういう大規模農家の意向というものを町のほうで把握して、情報として各地域に流していってもらわないと、営農計画自体をつくるのに非常に各農家で困る部分があると思うのですけれども、そういう大規模農家との、地域との連絡、大規模農家の意向調査的なものはふだんから行われているのでしょうか。

議長 農林課長。

農林課長 ありがとうございます。大規模農家の方々との情報交換ということになりますけれども、現在西和賀町内の集落営農組織等と大きな大規模農家の方々に対して意向調査を実施しております。その意向調査を踏まえて、今後またこのことについて検討していかなければならないと考えておりました。

以上です。

議長 高橋宏君。

8 番 よろしくお願ひしたいと思います。

水田活用の直接支払交付金において、水張りを5年に1回しなければいけないというのが出された後に、1か月以上の水張りをして、そして作付をして、5年に1回の水張りに対応するというような国からの考え方が示されました。

今年5月に、先ほど言いました西和賀町の農

業再生協議会のほうから水張りについての調査の案内があったのですけれども、1か月以上の水張りをする場合に、1か月いつでもいいのかなというふうに私は考えていたのですけれども、農水省のほうではかんがい期間に行う必要があると。同じように町からもこのような案内、水張りの取水についてはかんがい期間に行う必要があるというふうな注意点が書かれているのですけれども、そもそも地域によってかんがい期間、土地改良区から契約している場合にはその土地改良区からのがあると思うのですけれども、同じ中でも年間を通して水利権を得ているところ、また土地改良区と関係なく水を入れているところなどあると思うのですけれども、そもそもこのかんがい期間について、町としてはどのような捉え方、何月から何月までがかんがい期間であるということがこれには示されていないのですけれども、どのような考え方でこのかんがい期間ということを捉えているのかお伺いします。

議長 農林課長。

農林課長 ありがとうございます。かんがい期間の考え方についてでございます。以前農業新聞のほうに掲載されておりました、水張りはかんがい期間にの記事を私も見まして、このことについて県を通しまして東北農政局のほうに確認をいたしました。そうしたらば、「河川から農業用水を取水する地区では」という一般的な前提部分が記事で抜けておりました。用水による水張り、湛水管理全部に、全てにこれが当てはまるものではないというふうに理解をしております。

また、国の令和6年産の水田活用予算に係るQ&Aにも、水張り期間において具体的な時期の指定はありませんとの記載があることから、このQ&Aのとおりでいくと、かんがい期間以外の時期に水張り、湛水管理を行っても問題ないということになりますし、あと今回出した、5年水張りルールについてのお知らせというこ

とで通知を出させていただいているのですけれども、一応町としては、まず改良区を利用されている水田についてはおおむね4月後半、5月頃から9月ぐらいまでというのが、改良区さんを使っているところはそうだろうと。そしてあと、それ以外、河川等から引いている方々については、当然水はずっと来ますので、その期間で水張りをしていただくということになると理解しております。

ただ、やはり西和賀の場合は、冬期間に雪が降ってしまいますので、雪が降ってしまうと確認行為ができないということになりますので、冬期間、降雪の期間は避けていただいた期間で水張りをしていただくということで、できるのだろうということで通知を出させていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 今のことを各農家は本当に分かっているのでしょうか。私もさっき言った新聞を見た関係もあって、これはかんがい期間というと、4月から9月にやらなければいけないのかなというふうに思うのですけれども、指定がないということであればそこも具体的に通知しないと、さっき言ったように地域によって水を入れる環境が全然違いますので、ではうちは改良区を利用している、利用していない、あと自然水でも大丈夫だということであれば、その期間についても変化があると思いますので、これについてはやはりもう少し具体的に農家に通知する必要があると思いますけれども、その点についてはどうでしょう。

議長 農林課長。

農林課長 ありがとうございます。農家の方々に対するかんがい期間等の通知の関係になりますけれども、基本的にこの制度については、地域計画の座談会とか、あとは農政関係の雑誌、毎年発行しているのですけれども、そちらのほう

にも記載されながら、周知はしているのですけれども、やはり私も今回出した通知を見て、細かいところまでの、かんがい期間の考え方というのが抜けているような気がしますので、そこについてはまず通知をするかも含めてちょっと検討させていただきたいですし、この件についてはかなり問合せもございますので、そちらのほうでも丁寧に説明をさせていただきたいと思います。

以上です。

議長 高橋宏君。

8 番 かなり勘違いといいますか、そういう農家が多いと思いますので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

また、水を張っただけでいいというような考えを持っている方もいるようなのですけれども、併せて連作障害による収量低下が発生した場合には水張りをしても除外されると。この連作障害による収量低下の確認方法については、どのようにしていくという考えなのかお伺いします。

議長 農林課長。

農林課長 ありがとうございます。連作障害の確認でございますけれども、このことについては地域のというか、西和賀農業再生協議会で確認をすることとなります。今ですと、令和4年から令和8年の間にまず水張りをして、そして連作障害も確認するということになりますので、水張りをした翌年度の収量について、その前の大体5年くらいの平均から割り出した形で確認をすることになります。

ただ、どうしても農地によっては、ちょっと収量に大きく差があったりとか、取れていないところもあったりしますので、その場合は地域の平均で見て確認をするということになりますけれども、いずれこの確認については、再生協議会のほうで水張りをした翌年度に確認をするということにしておりますので、そのような取扱いといたす予定であります。

以上です。

議長 高橋宏君。

8 番 具体的に収量の低下、何%低下したらこれは連作障害なのかというような数値的な部分は決められているのでしょうか。

議長 農林課長。

農林課長 その詳しい数字については、まだちょっと出ておりません。ただ、おおむねですけれども、地域の平均の半分も取れないとか、そういうようなことであれば、やはり連作障害だろうなというふうに判断することになるのではないかなと現時点では考えております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8 番 国の政策が、この水張りで農家も、現場が困っているということで、その後1か月湛水というような考えが出てきたということで、なかなか現場としてもちょっと右往左往というか、している部分があると思います。このように農家の現状は、様々な部分で非常に苦しい部分がありますので、こういう交付金に頼る部分というのが非常に大きいです。詳しい変化について、国のそういう変化があった場合には、農家に詳しく丁寧に説明して、現場が混乱しないような進め方をしていってもらいたいと思います。

私の一般質問は、これで終わりたいと思います。ありがとうございます。

議長 以上で高橋宏君の一般質問を終結します。

これで本日の一般質問を終了します。

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は一般質問2人と条例補正予算の審議等を予定しています。

これをもって本日は散会します。お疲れさまでした。

午後 2時16分 散 会